



更別村地域防災計画

—資料編—

平成30年1月
更別村防災会議

目次

第1節 関連条例	1
資料1-1 更別村防災会議設置条例	2
資料1-2 更別村災害対策本部設置条例	4
資料1-3 更別村各無線局運用管理規則	5
資料1-4 更別村災害時要援護者対策検討委員会設置要綱	11
資料1-5 更別村災害時要援護者支援制度実施要綱	12
資料1-6 更別村災害弔慰金の支給等に関する条例	16
資料1-7 更別村災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	20
資料1-8 更別村災害見舞金交付要綱	42
第2節 災害時協定等	46
資料2-1 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	47
資料2-2 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目	50
資料2-3 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	52
資料2-4 北海道広域消防相互応援協定	54
資料2-5 北海道消防防災ヘリコプター応援協定	58
資料2-6 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱	60
資料2-7 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領	65
資料2-8 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領	70
資料2-9 その他災害時協定等一覧	74
第3節 防災関係施設・設備等	80
資料3-1 消防施設の整備状況等	80
資料3-2 通信機器関連	81
資料3-3 医療関連	82
資料3-4 輸送関連	82
資料3-5 給水関連	82
資料3-6 文化財関連	82
資料3-7 危険物施設関連	83

第4節 様式	85
資料4-1 参集記録簿	85
資料4-2 被害状況報告書	86
資料4-3 物資の給与及び貸与台帳	87
資料4-4 学用品の給与状況	88
資料4-5 労務者台帳	89
第5節 その他	90
資料5-1 災害情報等報告取扱要領（北海道地域防災計画 資料編）	90
資料5-2 自衛隊の派遣要請の要求	102
資料5-3 北海道災害対策現地合同本部設置要綱	103
資料5-4 北海道雪害対策実施要綱	105
資料5-5 北海道災害危険区域現地調査実施要領	111
資料5-6 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」早見表	112
資料5-7 激甚災害指定基準	116
資料5-8 局地激甚災害指定基準	119
資料5-9 指定緊急避難場所・指定避難所位置図	121

第 1 節 関連条例

No.	条 例 名	制定年月日
1	更別村防災会議設置条例	昭和 38 年 2 月 10 日条例第 1 号
2	更別村災害対策本部設置条例	昭和 38 年 2 月 20 日条例第 2 号
3	更別村各無線局運用管理規則	昭和 56 年 4 月 9 日規則第 3 号
4	更別村災害時要援護者対策検討委員会設置要綱	平成 20 年 4 月 10 日訓令第 6 号
5	更別村災害時要援護者支援制度実施要綱	平成 20 年 10 月 15 日訓令第 12 号
6	更別村災害弔慰金の支給等に関する条例	昭和 50 年 4 月 1 日条例第 11 号
7	更別村災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	昭和 50 年 4 月 1 日規則第 3 号
8	更別村災害見舞金交付要綱	平成 28 年 9 月 30 日訓令第 28 号

資料 1 - 1 更別村防災会議設置条例

昭和 38 年 2 月 10 日
条 例 第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき更別村防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 更別村地域防災計画を作成し、及び実施を推進すること。
- (2) 更別村の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、村長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
- (2) 北海道知事の内部の職員のうちから村長が任命する者
- (3) 北海道警察の警察官のうちから村長が任命する者
- (4) 村長がその内部の職員から指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防更別支署長、更別消防団長
- (7) 指定公共機関のうちから村長が任命する者
- (8) 陸上自衛隊の自衛官のうちから村長が任命する者

6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 7 号及び第 8 号の委員の定数は、それぞれ 1 人、3 人、1 人、1 人、2 人及び 1 人とする。

(専門委員)

第 4 条 防災会議は、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、道の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから村長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 59 年条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第22号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

〔関連〕 第1章第1節 計画の目的

第3章第2節 平常時の防災活動体制

資料 1 - 2 更別村災害対策本部設置条例

昭和 38 年 2 月 20 日
条 例 第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき更別村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部の設置)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年条例第 42 号)

この条例は、公布の日から施行する。

[関連] 第 3 章第 3 節 応急活動体制

資料 1-3 更別村各無線局運用管理規則

昭和 56 年 4 月 9 日
規 則 第 3 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、電波法(昭和 25 年法律第 131 号)及び関係法令に定めるもののほか、更別村が設置する無線局の適正かつ能率的な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

(無線局)

第 2 条 この規則において、無線局は、次表に掲げる無線局をいう。

免許人の氏名又は名称	無線局の種別	無線局の目的	運用許容時間	通信の相手方	呼出名称	電波の形式及び周波数	空中線電力	設置区分
更別村	固定局	防災行政用	常時	免許人所属の受信設備	ぼうさい さらべつ	F3 69.45MHz	5W	村
更別村	基地局及び陸上移動局	防災行政用	常時	免許人所属の陸上移動局	ぼうさい さらべつ 1—12・ 14・20・21	F3E 466.325MHz 466.775MHz	10W	

(無線局の任務及び管理課)

第 3 条 無線局の任務及び管理課は、無線局の目的により第 2 章、第 3 章に定めるところによる。

(管理責任者)

第 4 条 管理責任者は、副村長とし、無線局の管理及び運用上の責任者とする。

2 管理責任者は、無線局の管理及び運用に関する業務について無線局管理責任者、無線従事者及び通信取扱者を指揮監督する。

(無線局管理責任者)

第 5 条 無線局管理責任者は、第 3 条に定める管理課の課長等の職にある者をあて、直接無線局の管理及び運用に当たる責任者とする。

2 無線局管理責任者は、無線局の管理及び運用に関する業務について主任無線従事者、無線従事者及び通信取扱者を指揮監督する。

(主任無線従事者)

第 6 条 主任無線従事者は、無線局管理責任者を補佐するとともに電波法及びこれに基づく命令の規定を遵守して無線局の円滑な運用を図る。

2 主任無線従事者は、通信取扱者を指揮監督し、無線局の無線設備の操作を行わせることができる。

(無線従事者)

第 7 条 無線従事者は、無線局管理責任者を補佐するとともに電波法及びこれに基づく命令の規定を遵守して無線局の円滑な運用を図り、無線局の無線設備の操作に当たることができる。

(通信取扱者)

第 8 条 通信取扱者は、主任無線従事者の指揮監督のもとに無線局の無線設備の操作に当たることができる。

(無線従事者の配置)

第 9 条 管理責任者は、無線局の運用形態に応じ適正な資格、員数の無線従事者を配置しなければならない。

(通信系統)

第 10 条 通信系統は、無線局の目的により別図のとおりとする。

(無線局の運用)

第 11 条 無線局の運用については、無線局の目的により別に定める運用実施要領による。

(通信統制及び通信の制限等)

第 12 条 通信統制(災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その他特に必要と認められる場合において、情報の迅速、かつ、効率的な収集及び伝達を図るため、平常時の通信を中止し、割込み通信順序の指定等を行うことを又はこれらの措置をとり得る状態にすることをいう。)及び通信の制限等は、次の各号に定めるところにより実施する。

- (1) 実施責任者は、管理責任者とする。
 - (2) 管理責任者が職務を行うことができないときは、無線局管理責任者がこれを代行する。
 - (3) 管理責任者は、通信統制及び通信の制限等を行う必要がなくなったときは、これを解除する。
- (非常災害時等における通信体制)

第 13 条 管理責任者は、次の各号の一に該当するときは直ちに無線局管理責任者に対し、通信の確保に必要な措置をとらせるものとする。

- (1) 災害その他緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき。
- (2) 管理責任者が特に必要と認めるとき。

2 無線局管理責任者は、主任無線従事者、無線従事者及び通信取扱者を指揮し、防災通信の円滑な疎通を図るものとする。

3 管理責任者は、第 1 項各号の場合、防災通信の円滑な疎通を図るため、陸上移動局を必要と認める場所へ配備することができるものとする。

(予備電源)

第 14 条 予備電源(同報通信方式の場合の受信設備を含む。)は、次の条件に適合するものでなければならない。

- (1) 無線設備を連続して 3 時間以上安定に動作させることができるものでなければならない。

(通信訓練)

第 15 条 管理責任者は、少なくとも毎年 1 回以上定期的に通信訓練を行わなければならない。

2 訓練は、特に次の各号に重点を置くものとする。

- (1) 通信統制訓練
- (2) 移動系による孤立地からの情報伝達訓練

(職員の研修)

第 16 条 管理責任者は、通信技能、機器の保守技術等の向上を図るため、必要に応じて関係職員の研修を行わなければならない。

(備付書類の管理)

第 17 条 無線局管理責任者は、無線局の備付書類を適正に管理保管しなければならない。

(非常通信記録簿)

第 18 条 管理責任者は、電波法(昭和 25 年法律第 131 号)第 80 条の事項を記録するため、第 2 章に規定する無線局に非常通信記録簿(別記様式)を整備するものとする。

2 使用を終わった非常通信記録簿は、使用を終わった日から 2 年間保存しなければならない。

(主任無線従事者及び無線従事者の届出)

第 19 条 管理責任者は、主任無線従事者及び無線従事者に異動が生じたときは、電波法第 51 条の規定により速やかに無線従事者選(解)任届を北海道通信局長に提出しなければならない。

(無線設備の点検及び整備)

第 20 条 管理責任者は、無線設備について毎年定期的に点検を行い、その機能を確認しておくなければならない。

第 2 章 防災行政用無線局(固定系)

(無線局の任務)

第 21 条 この無線局は、平常時においては一般行政事務に関する通信を取扱い、災害時等においては、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に基づく防災、応急救助、災害復旧に関する通信を取扱うことを任務とする。

(無線局の運用時間)

第 22 条 無線局の運用時間は、常時とする。

(通信の種類)

第 23 条 通信の種類は、次のとおりとする。

- (1) 防災通信 災害発生時等において、防災、応急救助、災害復旧等のために行う通信
- (2) 平常通信 一般行政事務のために行う通信
- (3) 訓練通信 非常災害時における通信の円滑な実施を確保するために必要な訓練のために行う通信

(無線局の管理課)

第 24 条 第 4 条に規定する無線局のうち、固定局の管理課は、総務課とする。

第 3 章 防災行政用無線局(移動系)

(無線局の任務)

第 25 条 この無線局は、平常時においては防災行政事務に関する通信を取り扱い、災害においては、防災対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に基づく防災、応急救助、災害復旧に関する通信を取扱うことを任務とする。

(無線局の運用時間)

第 26 条 無線局の運用時間は、常時とする。

(無線局の管理課)

第 27 条 第 3 条に規定する無線局のうち、基地局及び陸上移動局の管理課は、建設水道課とする。

第 4 章 補則

(無線局管理責任者への委任)

第 28 条 通信及び無線通信設備の保守管理に関し必要な事項は、無線局管理責任者が定める。

(この規則施行に関し必要な事項)

第 29 条 この規則に定めるもののほか、無線局の運用管理に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和 56 年 4 月 9 日から施行する。

資料編

附 則(昭和 57 年規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年規則第 5 号)

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 10 年 12 月 22 日から適用する。

附 則(平成 15 年規則第 21 号)

この規則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年規則第 32 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年規則第 25 号)

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年規則第 2 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年規則第 11 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

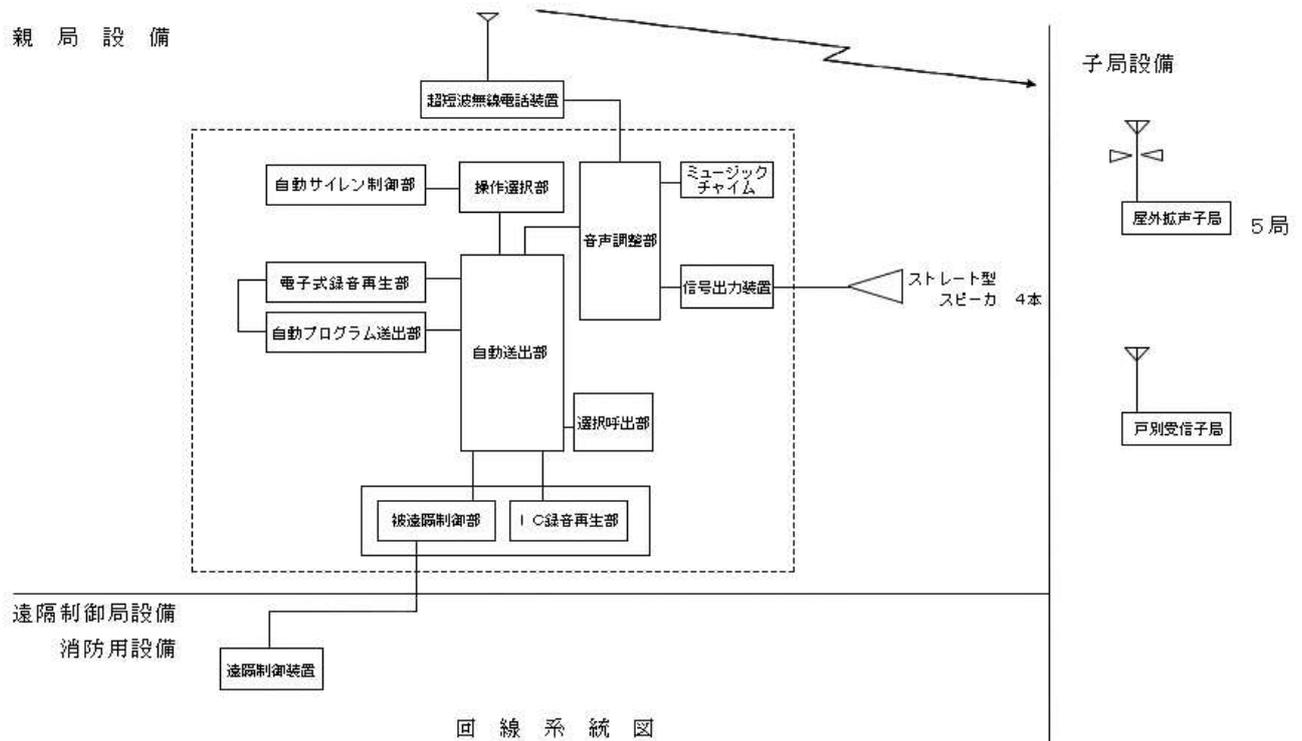
附 則(平成 26 年規則第 7 号)

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

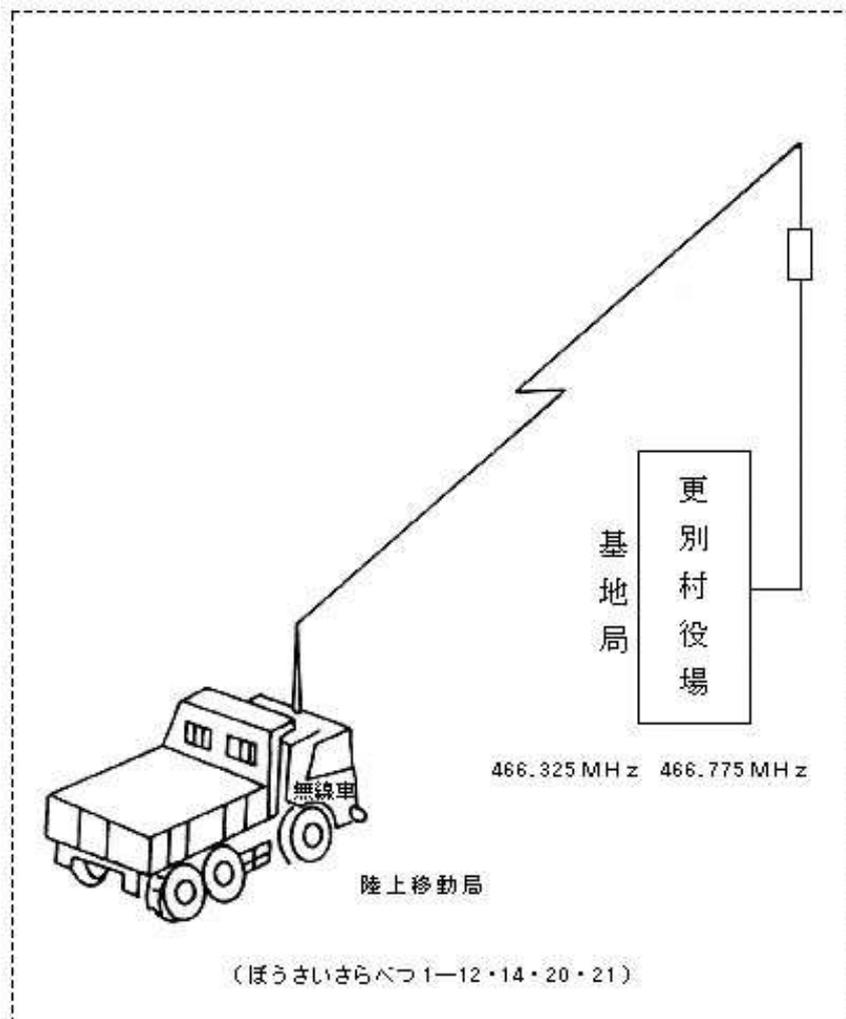
[関連] 第 4 章第 8 節 情報収集・伝達体制整備計画

第 5 章第 2 節 災害通信計画

別図1(第10条関係) 防災行政用無線システム系統図



別図2(第10条関係) 防災行政用無線系統図



別記様式(第 18 条関係)

別記様式(第 18 条関係)

課 長	課長補佐	係 長	係	起案者

非 常 通 信 記 録 簿

無線局名 ぼうさいさらべつ

固定局 北第 71090 号 69.45MHz 5w

管 理 責 任 者	
無線局管理責任者	
主任無線従事者	
無 線 従 事 者	
通 信 取 扱 者	

日 付	時 間	放 送 内 容	備 考 欄
年 月 日	:		
年 月 日	:		
年 月 日	:		
年 月 日	:		
年 月 日	:		
年 月 日	:		
年 月 日	:		
年 月 日	:		
年 月 日	:		
年 月 日	:		
年 月 日	:		
年 月 日	:		
年 月 日	:		

資料 1 - 4 更別村災害時要援護者対策検討委員会設置要綱

平成 20 年 4 月 10 日
訓 令 第 6 号

(設置)

第 1 条 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合に、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るための避難準備及び安全な場所に避難するなどの適切な防災行動をとることが特に困難な村民(以下「災害時要援護者」という。)に対する適切な支援策を検討するために、更別村災害時要援護者対策検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 災害時要援護者の登録に関すること。
- (2) 災害時要援護者の避難支援計画に関すること。
- (3) その他災害時要援護者に関し必要と認める事項

(構成)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長、副委員長及び委員には、それぞれ次の職にある者をもって充てる。

- (1) 委員長 総務課長
- (2) 副委員長 保健福祉課長
- (3) 委員 総務課長補佐、保健福祉課長補佐、総務課庶務係長、保健福祉課福祉係長

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年訓令第 8 号)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

[関連] 第 4 章第 7 節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

第 5 章第 4 節 避難対策計画

資料 1－5 更別村災害時要援護者支援制度実施要綱

平成 20 年 10 月 15 日

訓 令 第 12 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、障害者、一人暮らし高齢者などが、災害時等における支援を地域の中で受けられるようにするための制度を整備することにより、これらの者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時等における地域での支援(以下「支援」という。)を希望するものであって、支援を受けるために必要な個人情報を、民生委員及び地域住民等の関係者(以下「地域支援者」という。)等に提供することに同意したものをいう。

- (1) 65 歳以上のひとり暮らしの者
- (2) 65 歳以上の高齢者のみで構成する世帯の者
- (3) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 7 条第 1 項の規定による要介護状態にある者
- (4) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (5) 北海道療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けている者
- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (7) 前各号に掲げる者に準ずる状態にある者

(要援護者の登録)

第 3 条 要援護者は、あらかじめ村長の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第 4 条 要援護者は、災害時要援護者登録申請書兼登録台帳(別記第 1 号様式)に、地域支援者の氏名並びに支援を受けるために必要な個人情報を記載して村長に提出するものとする。この場合において要援護者は地域支援者の記載にあたっては、あらかじめその者の同意を得なければならない。

2 村長は、前項に規定する申請を容易にするため、要援護者の把握及び登録のために必要な調査を民生委員に依頼することができる。

3 要援護者は、前項の調査の際、第 1 項に規定する申請の手続きをとることができる。

4 提出された災害時要援護者申請書兼登録台帳は、これを登録台帳とする。

(登録台帳の保管)

第 5 条 村長は、登録台帳の原本を保管するとともに、副本を作成し地域支援者に保管させるものとする。

(登録事項の変更)

第 6 条 要援護者は、登録台帳に記載された事項に変更が生じたときは、直接に又は民生委員を通じて村長に報告するものとする。

2 前項の規定による届出は、災害時要援護者登録申請書兼登録台帳(別記第 1 号様式)によるものとする。

(登録事項の取消)

第 7 条 村長は第 2 条各号のいずれにも該当しなくなったとき、又は取消の申請があったときは、当該要援護者の登録を取り消すものとする。

2 前項の規定による申請は、災害時要援護者登録取消申請書(別記第 2 号様式)によるものとする。

(地域支援者による支援)

第 8 条 地域支援者は、要援護者に対し登録台帳を活用して、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 災害時等における避難誘導、安否確認

(2) 前号の活動を容易にするために日常生活において行う声掛け、相談等

(地域支援者の義務)

第 9 条 地域支援者は、前条各号に掲げる支援以外の目的で登録台帳を使用してはならない。

2 地域支援者は、登録台帳に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の情報を他人に漏らしてはならない。地域支援者の職から退いた後も、同様とする。

3 地域支援者は、登録台帳を紛失しないよう厳重に保管しなければならない。

4 地域支援者は、登録台帳を紛失したときは、速やかに村長に報告しなければならない。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

[関連] 第 4 章第 7 節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

第 5 章第 4 節 避難対策計画

別記第1号様式(第4条、第6条関係)

別記第1号様式(第4条、第6条関係)

□変更

災害時要援護者登録申請書兼登録台帳

年 月 日

更別村長 様

本人 氏名 _____ ㊟

住所 _____

代理人 氏名 _____ ㊟

続柄 _____ 電話番号 _____

私は、災害時に地域の支援が必要となるため、更別村災害時要援護者に登録します。

つきましては、下記の記載事項が、地域支援者(民生委員、地域住民等の関係者)及び南十勝消防事務組合大樹消防署更別支署へ情報提供されること並びに緊急かつやむを得ないときには、必要な範囲で第三者に情報提供されることに同意します。また、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出いたします。

【要援護者の状況】

ふりがな		生年月日	年 月 日	性別	男・女
氏名		電話番号			
住所		行政区			
区分(該当する項目に○を記入してください。)	1 65歳以上のひとり暮らし 2 65歳以上の高齢者のみの世帯 3 要介護認定者 4 身体障害者 5 知的障害者 6 精神障害者 7 その他				
特記事項					

【家族構成】

氏名		続柄		氏名		続柄	
氏名		続柄		氏名		続柄	

【地域支援者】(災害時に支援いただける方に承諾を得て、自筆で記入してもらってください。)

氏名	_____ ㊟	住所	_____	電話番号	_____
氏名	_____ ㊟	住所	_____	電話番号	_____
氏名	_____ ㊟	住所	_____	電話番号	_____

別記第2号様式(第7条関係)

別記第2号様式(第7条関係)

災害時要援護者登録取消申請書

年 月 日

更別村長 様

本人 氏名 _____ ㊟

住所 _____

代理人 氏名 _____ ㊟

続柄 _____ 電話番号 _____

私は(下記の者は)、下記の理由により災害時要援護者登録の必要が無くなったので登録の取消を申請します。

記

要援護者 住 所 _____
 氏 名 _____
 生年月日 _____ 明治・大正・昭和 _____ 年 月 日

- 理 由 1 _____ 年 月 日 村外へ転出のため
 2 障害が軽減したため
 3 _____ 年 月 日 死亡のため
 4 その他(_____)

資料 1－6 更別村災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 50 年 4 月 1 日

条例第 11 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した村民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた村民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって村民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 村民 災害により被害を受けた当時、この村の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 村は、村民が令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難しいときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち、村長が適当と認める者に支給することができる。

4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、そ

の1人に対してした支給は全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当りの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、村長の避難の指示に従わなかったことその他特別の事情があるため、村長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 村長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 村長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 村は、村民が災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 村は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の村民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当りの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の

種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150 万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270 万円
 - エ 住居が全壊した場合 350 万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円
 - イ 住居が半壊した場合 170 万円
 - ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250 万円
 - エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350 万円
- (3) 第 1 号のウ又は前号のイ、若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は 10 年とし、据置期間はそのうち 3 年(令第 7 条第 2 項かつこ書の場合は 5 年)とする。

(利率)

第 14 条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 50 年条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 51 年条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 51 年 9 月 7 日以後に生じた災害により、死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和 53 年条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 53 年 1 月 14 日以後に生じた災害

により、死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和 56 年条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 55 年 12 月 14 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和 57 年条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条、第 10 条及び第 11 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(平成 3 年条例第 41 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条第 1 項の規定は同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成 8 年条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。

〔関連〕 第10章第 2 節 被災者援護計画

資料 1-7 更別村災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 50 年 4 月 1 日
規則第 3 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、更別村災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 50 年条例第 11 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 村長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を災害弔慰金支給調査票(別記第 1 号様式)により行ったうえ、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 村長は、この村の区域外で死亡した村民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 村長は、村民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条 村長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を災害障害見舞金支給調査票(別記第 2 号様式)により行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 村長は、この村の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった村民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 村は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(別記第 3 号様式)を提出させるものとする。

第 4 章 災害援護資金の貸付

(借入れの申込)

第 6 条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(別記第 4 号様式)を村長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日

- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
 - (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
 - (4) 保証人となるべき者に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - (3) その他村長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。
- (調査)
- 第7条 村長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。
- (貸付けの決定)
- 第8条 村長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(別記第5号様式)を借入申込者に交付するものとする。
- 2 村長は、借入申込者に対して資金を貸付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(別記第6号様式)を借入申込者に通知するものとする。
- (借用書の提出)
- 第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに保証人の連署した災害援護資金借用書(別記第7号様式)に資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて村長に提出しなければならない。
- (貸付金の交付)
- 第10条 村長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。
- (償還の完了)
- 第11条 村長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。
- (繰上償還の申出)
- 第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(別記第8号様式)を村長に提出するものとする。
- (償還金の支払猶予)
- 第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他村長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(別記第9号様式)を村長に提出しなければならない。
- 2 村長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他村長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書、(別記第10号様式)を当該借受人に交付するものとする。
- 3 村長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(別記第11号様式)

を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第 14 条 借受人は違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(別記第 12 号様式)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金支払免除承認通知書(別記第 13 号様式)を当該借受人に交付するものとする。

3 村長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(別記第 14 号様式)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他村長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(別記第 15 号様式)を、村長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 村長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(別記第 16 号様式)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 村長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(別記第 17 号様式)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 16 条 村長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人について氏名又は住所の変更等、借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、すみやかにその旨を村長に氏名等変更届(別記第 18 号様式)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代って、その旨を届け出るものとする。

(補則)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年規則第 11 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条及び第 5 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により、負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(平成 8 年規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行する。

[関連] 第 10 章 第 2 節 被災者援護計画

別記第1号様式(第2条関係)

別記第1号様式(第2条関係)

災害弔慰金支給調査票

				決定番号	
死亡に関する事項	フリガナ			男・女	年 月 日生
	死亡した者の氏名				
	死亡した年月日	年 月 日	住 所		
	死亡の状況 (行方不明)	災害名		死亡した場所	
遺族に関する事項	死者との続柄	氏 名	住 所	備 考	
支給に関する事項	支 給 日	年 月 日	支給場所		
	災害弔慰金を支給した遺族について	氏 名	続 柄	支 給 金 額	
		住 所			円
	先順位者の有無	有 ・ 無	同順位者の有無	有 ・ 無	
	先順位者又は他の同順位者に支給しなかった理由			支給制限事由に該当の有無	有(その事由) 無
備 考	支給した職員				

別記第2号様式(第4条関係)

別記第2号様式(第4条関係)

災害障害見舞金支給調査票

		決定番号			
障害者に関する事項	フリガナ		男・女	年 月 日生	
	障害者の氏名				
	障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日	年 月 日	住 所		
	負傷・疾病の状況	災害名		傷病を負った場所	
障害の種類程度等	医師の氏名	所属する医療機関名 () (医師の氏名)			
	障害の状況	法別表の該当事項()号			
支給に関する事項	支 給 日		支給制限事由に該当の有無	有 [その事由] 無	
	支 給 場 所				
	支 給 金 額				
備 考	支給した職員				

別記第3号様式(第5条関係)

別記第3号様式(第5条関係)

診 断 書

氏 名		生年月日	年 月 日	性 別	男・女
傷 病 名			負傷発病年月日	年 月 日	
障害の部位			初 診 年 月 日	年 月 日	
既 往 症		既存障害	治 癒 年 月 日	年 月 日	
療養の内容及び経過					
障害の状態の詳細	(図で示すことができるものは図解すること)				
関 節 運 動 範 囲	種類範囲				
	部 位				
		右			
		左			
		右			
		左			
	右				
	左				

上記のとおり診断します。

郵便番号 _____ 電話番号 _____ 局 番

所 在 地 _____

病 院 又 は 名 称 _____

診 療 所 の 診 療 担 当 者 _____

氏 名 _____ (印)

年 月 日 _____

別記第4号様式(第6条関係)

別記第4号様式(第6条関係)

災害援護資金借入申込書

※受付日		※受付番号		※受付者		※貸付番号	
被災日時	年 月 日 時			災 害 名			
被害の種類	1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害			被 害 場 所			
返す方法	1 年賦 2 半年賦		いつまでに返せませ すか	年 月 (回)			
借入 申込 者 に つ い て	フリガナ				男 ・ 女	年 月 日生(歳)	
	氏 名						
	フリガナ				郵 便 番 号	電 話 番 号	
	現住所	() 方			〒	局 番	
	本 籍				勤務先の名称と所在 地		
	職 業						
	氏 名	世帯主との 続 柄	年 齢	健 否	職 業	収入(月収)	勤 務 先 ・ 学 校 名
	世帯 の 状 況 と 収 入					円	
	収入合計	円			支 出 合 計	円	
資産 の 状 況	土 地	(1) 住宅 m ² (2) 田畑 m ² (3) 山林 m ²		住居の状況	(1) 自家 (2) 借家 (3) 借間 (4) 同居		
	建 物	(1) 自宅 m ² (2) その他 m ²		生 活 保 護	年 月 日から受給(生住教医)		
	負 債	(内容)		(金額)	円		
(保証人が書いて下さい) 連帯保 証人	氏 名				男 ・ 女	年 月 日生(歳)	
	現住所				本 籍 地		
	職 業	月 収	円		申込者との関係	家族数	人
	資 産	土 地	(1) 住宅 m ² (2) 田畑 m ² (3) 山林 m ²		勤 務 先	名 称	
	建 物	(1) 自宅 m ² (2) その他 m ²		所 在 地	電 話 局 番		
この災害の前1年以内に被災したことの有無及びその状況					(有・無) (状況)		
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無					(有・無)		
資金の 使 途	資金の使い方	総額			資金の内訳 合計		
		円			円		
	に	円			災害援護資金で		
	に	円			手持資金で		
	に	円			その他()で		

被災時の具体的状況				負 傷	全 治	カ 月
住居の被害		(1) 全壊		(2) 半壊		
被 害 の 状 況	品 名	現在購入に要する費用	被 害 額	品 名	現在購入に要する費用	被 害 額
財	整 理 だ ん す			畳(畳中で 畳が被害)		
	洋 服 だ ん す					
の	鏡 台			障 子		
	棚 掛 机			ふ す 主		
の	本箱・本だな					
	食器・戸だな			小 計		
状	食卓・茶ぶ台			その他被害のあった家財		
	げ た 箱			品 名	現在購入に要する費用	被 害 額
被	照 明 器 具					
	じ ょ う た ん					
害	扇 風 機					
	石 油 ス ト ー プ					
の	電 気 や ぐ ら こ た つ					
	電 気 冷 蔵 庫					
状	電 気 ・ ガ ス 炊 飯 器					
	電 気 洗 たく 機					
の	電 気 掃 じ 機					
	ミ シ ン					
被	電 気 アイ ロ ン					
	自 転 車					
害	テ レ ビ					
	ラ ジ オ					
の	柱 時 計					
	目 覚 し 時 計			小 計		
状	紳 士 用 腕 時 計			合 計		
	上記のとおり災害援護資金を借入れたく申し込みます。 年 月 日			借入申込者 ㊦		
上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。 年 月 日			連帯保証人 ㊦			
河西郡更別村長 様						

別記第5号様式(第8条関係)

別記第5号様式(第8条関係)

第 号

年 月 日

河西郡更別村長 印

様

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申し込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付を決定いたしましたのでお知らせします。

記

貸付番号	第 号
貸付金額	円
据置期間	年 月 日から 年 月 日まで
償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
償還方法	年賦 半年賦
利 子	年3パーセント

資金をお渡する日と手続について

- 1 貸付金交付日 年 月 日
- 2 場 所
- 3 ご持参なさるもの
 - (1) この通知書
 - (2) 同封の借用書
 - (3) あなたの印鑑
 - (4) あなたと保証人の印鑑証明書各1通

別記第6号様式(第8条関係)

別記第6号様式(第8条関係)

第 号

年 月 日

河西郡更別村長



様

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

(不承認の理由)

別記第7号様式(第9条関係)

別記第7号様式(第9条関係)

貸付決定番号 第 号

災害援護資金借用書

借用金額 円

利 子 年3パーセント

据置期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還方法 年賦 半年賦

上記のとおり借用します。

については、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い相違なく償還いたします。

年 月 日

住 所

借受人氏名

①

住 所

保証人氏名

①

別記第8号様式(第12条関係)

別記第8号様式(第12条関係)

繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年 月 日

借受人 住 所
氏 名



河西郡更別村長 様

記

貸付番号

借受人氏名

貸付けを受けた日

貸付けを受けた金額

償還期限

償還金額

償還未済額

繰上償還をする日

繰上償還をする金額

別記第9号様式(第13条関係)

別記第9号様式(第13条関係)

償還金支払猶予申請書

下記のとおり、償還金の支払猶予を申請いたします。

年 月 日

借受人住所
氏名
連帯保証人住所
氏名

㊟

㊟

河西郡更別村長 様

申請の理由 (具体的に)					
貸付の条件	借入金額	円		貸付番号	
	据置期間	1 2	3年 5年	希望猶予 期間等	ただし 年 月 日 第 回償還以降
	償還方法	1 年賦	2 半年賦	変更後の 償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで			
支払猶予期間 の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)				

別記第 10 号様式(第 13 条関係)

別記第10号様式(第13条関係)

第 号

年 月 日

河西郡更別村長



様

支払猶予承認通知書

年 月 日申し出のあった償還金の支払猶予については、次のとおり承認となったのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間	年 月 日から	カ月
変更後の償還期間	年 月 日から	年 月 日まで

別記第 11 号様式(第 13 条関係)

別記第11号様式(第13条関係)

第 号

年 月 日

河西郡更別村長



様

支払猶予不承認通知書

年 月 日申し出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願い致します。

(不承認の理由)

別記第 12 号様式(第 14 条関係)

別記第12号様式(第14条関係)

違約金支払免除申請書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

年 月 日

借 受 人 住 所
氏 名
連帯保証人 住 所
氏 名



河西郡更別村長 様

記

貸 付 番 号					
支払免除を申請する違約金の金額				円	
内 容	回 数	期 別	元 金	利 子	申請日までの違約金
		年 月 期			
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

別記第 13 号様式(第 14 条関係)

別記第13号様式(第14条関係)

第 号

年 月 日

河西郡更別村長



様

違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申し出のありました違約金の支払免除につきましては、下記のとおり承認されましたのでお知らせいたします。

記

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円、利子 円に係る
年 月 日における違約金 円の支払を免除いたします。

別記第 14 号様式(第 14 条関係)

別記第14号様式(第14条関係)

第 号

年 月 日

河西郡更別村長



様

違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申し出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(理由)

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金(元利合計 円)に係る違約金は、 年 月 日現在 円となっておりますので至急償還を願います。

別記第 15 号様式(第 15 条関係)

別記第15号様式(第15条関係)

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号						
借受人氏名		貸付を受けた日	年 月 日	貸付金額	円	
償還方法	年賦・半年賦	償還期限	年 月 日	償還金額	円	
免除申請額	円(償還未済額の全部一部で)					
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間						
免除申請者	フリガナ		男・女	年 月 日生		
	氏名					
	現住所					
	本籍					
	借受人との関係		職業			
	勤務先及び所在地					
借受人又はその相続人は	フリガナ		男・女	年 月 日生		
	氏名					
	現住所		借受人との続柄			
	職業		勤務先及び所在地			
保証人	フリガナ		男・女	年 月 日生		
	氏名					
	現住所		借受人との関係			
	職業		勤務先及び所在地			

上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。

年 月 日

免除申請者



河西郡更別村長 様

別記第 16 号様式(第 15 条関係)

別記第16号様式(第15条関係)

第 号

年 月 日

河西郡更別村長



様

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申し出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

(承認内容)

全部免除、一部免除

申請日現在の償還未済額

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

償還を免除した額

元 金	円
-----	---

申請日現在の状況で今後償還を必要とする額

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利10.75%の率で違約金がさらに加算されます。

別記第 17 号様式(第 15 条関係)

別記第17号様式(第15条関係)

第 号

年 月 日

河西郡更別村長



様

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申し出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で、不承認となりましたのでお知らせいたします。

(不承認の理由)

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は、次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は定められた償還期間経過により、償還未済額につき年10.75%の率で違約金がさらに加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

別記第 18 号様式(第 17 条関係)

別記第18号様式(第17条関係)

氏 名 等 変 更 届

貸付番号			
借受人	氏 名		住 所
連帯保証人	氏 名		住 所
○で囲むこと 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他	(異動の内容)		

災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたのでお届けいたします。

年 月 日

借受人(又は同居の親族)

住 所

氏 名

㊦

連帯保証人

住 所

氏 名

㊦

河西郡更別村長 様

資料 1－8 更別村災害見舞金交付要綱

平成 28 年 9 月 30 日

訓令第 28 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、火災又は災害により被害を受けた者に対し、見舞金を交付して激励し、地域生活の安定に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 村民 火災又は災害により被害を受けたときに、本村の区域内に住所を有する者をいう。
- (3) 住宅 村内にある専ら自己の居住の用に供する建物で、現に居住し生計を営んでいるものをいう。
- (4) 事業用建物 村内にある住宅以外の建物(固定資産税課税台帳に登載のある、面積が 50m² 以上かつ評価額 50 万円以上のもの)であって、被害を受けたときに、現に事業の用に供する建物をいう。
- (5) 被害者 次条各号に該当する村民及び次条第 1 号に規定する被害を受けた事業用建物で現に事業を営んでいる者をいう。

(交付対象)

第 3 条 見舞金は、次の各号に該当するときは、被害者又はその遺族に支給する。

- (1) 住宅又は事業用建物が火災又は災害により、焼失、損壊、流失、埋没、浸水等の被害を受けたとき。
- (2) 村民が火災又は災害により、1 年以内に死亡したとき。ただし、被災を原因としたものに限る。
- (3) 村民が火災又は災害により、負傷したとき。
- (4) その他火災又は災害により、特に村長が必要と認める被害を受けたとき。

(見舞金の種類及び額)

第 4 条 見舞金の種類及び額は、被害の区分に応じ別表に定めるところによる。

- 2 弔慰見舞金を交付する遺族の範囲は、更別村災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 50 年条例第 11 号。以下「条例」という。)第 4 条の規定を準用する。
- 3 傷害見舞金の支給を受けた者が、その傷害が直接の原因で 1 年以内に死亡した場合には、その遺族は弔意見舞金の支給を受けることができる。この場合、既に支給を受けた見舞金は、当該見舞金の内払いとみなす。

(交付の決定等)

第 5 条 見舞金交付の決定は、災害状況調査票(別記様式)により、被害の状況を調査確認のうえ決定するものとする。

- 2 被害程度の認定にあたっては、必要に応じ関係機関等の意見を聴取するものとする。

(適用除外)

第 6 条 次の各号の一に該当するときは、見舞金を交付しない。

- (1) 被害を受けた者が、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用又はこれに準じた措置の適用を受けたとき。
- (2) 被害を受けた者が、条例の適用を受けたとき。
- (3) 故意に被害を発生させたとき。
- (4) その他村長が不相当と認めたとき。

(見舞金の返還)

第7条 偽り、その他不正の手段により見舞金を受けたものがあるときは、村長は当該見舞金の全部又は一部の返還を命じ、その者から返還させる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日より施行し、平成28年8月17日以後に生じた災害について適用する。

〔関連〕第10章第2節 被災者援護計画

別表(第4条関係)

種類	被害の区分	見舞金の額	
住宅見舞金	全焼、全壊、流失、埋没	単身世帯	50,000円
		その他の世帯	100,000円
	半焼、半壊、半流失、半埋没	単身世帯	25,000円
		その他の世帯	50,000円
	床上浸水	単身世帯	20,000円
		その他の世帯	40,000円
床下浸水		15,000円	
事業用建物見舞金	全焼、全壊、流失、埋没		30,000円
	半焼、半壊、半流失、半埋没		20,000円
	床上浸水		15,000円
	床下浸水		10,000円
弔慰見舞金	死亡(1人につき)		50,000円
傷害見舞金	入院(10日以上)		30,000円
その他見舞金	上記に準じるもので村長が特に必要と認めるもの		10,000円以下

備考

(住宅見舞金の基準)

1 対象外の基準

- ア 火災による部分的な消失
- イ 豪雪による損壊のうち、その降雪の際又はその直後の被災でないもの
- ウ 地下水の浸透による床上、床下浸水
- エ 豪雨等による雨漏り
- オ 暴風による屋根、壁等の一部分の損傷
- カ 地震による建物の歪み
- キ 住宅以外の資産のみの焼失、損失

2 支給基準

- ア 現に自己の居住の用に供する住宅についてその居住者に支給する。ただし、寮、寄宿舍は事業用建物とする。
- イ 同一住宅であっても生活実態を異にする場合はそれぞれを世帯とみなす。

3 住宅兼事業用建物の基準

- ア 被害にあった場所がおおむね住宅である場合は住宅とみなす。

(事業用建物見舞金の基準)

1 対象外基準

- ア 火災による部分的な消失
- イ 豪雪による損壊のうち、その降雪の際又はその直後の被災でないもの
- ウ 地下水の浸透による床上、床下浸水
- エ 豪雨等による雨漏り
- オ 暴風による屋根、壁等の一部分の損傷
- カ 地震による建物の歪み
- キ 建物以外の事業用資産のみの焼失、損失

2 建物種別の基準

- ア 工場、店舗、畜舎、貯蔵庫、倉庫、格納庫、物置、寮及び寄宿舍(機能、利用形態等から当該建物と同等に扱うべきものを含む。)

3 支給基準

- ア 貸店舗は事業を営んでいる者の事業用建物とみなす。

4 住宅兼事業用建物の基準

- ア 被害にあった場所がおおむね事業用建物である場合は、事業用建物とみなす。

(その他見舞金の基準)

1 支給基準

- ア 住宅又は事業用建物が火災又は災害により、半焼、半壊、半流失、床上浸水、床下浸水に至らないものの、これらと比較して必要と村長が認めたとき。

記様式(第5条関係)

別記様式(第5条関係)

災害状況調査票

		調査日		年	月	日
災害発生日時	年 月 日		午前・午後		時	分頃
災害発生場所	更別村		(行政区)			
災害発生原因						
被害者名(被災世帯主又は被災事業所代表者名)			世帯区分	<input type="checkbox"/> 単身世帯 <input type="checkbox"/> 2人以上の世帯		
被害者住所(被災世帯又は被災事業所住所)	更別村		(行政区)			
被害の状況	住宅等被害の状況	住 宅	持家・借家・公営住宅・社宅・民間賃貸住宅・その他()			
		事業用建物	全壊等・半壊等・床上浸水・床下浸水・その他()			
			工場・店舗・畜舎・貯蔵庫・倉庫・格納庫・物置・寮・寄宿舎・その他()			
				全壊等・半壊等・床上浸水・床下浸水・その他()		
			面積 m ² 、評価額 円			
			被害内容等			
死 亡	死亡者名			性別	男・女	年齢
	死亡日	年 月 日		傷病名		
	死亡経過等					
入 院	入院者名			入院期間	年 月 日から	
	傷病名				年 月 日まで	
	病院名					
	入院経過等					
関係機関確認内容						
調査者職氏名		課 係 職		氏名 ㊟		

支給認定

見舞金種別	住宅見舞金	事業用建物見舞金	弔意見舞金	傷害見舞金	その他見舞金
被害の区分					
金額	円	円	円	円	円
交付決定日	年 月 日		支給日	年 月 日	
特記事項					

第2節 災害時協定等

No.	協 定 名	協定先
1	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	道及び道内市町村
2	災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目	
3	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	北海道開発局
4	北海道広域消防相互応援協定	北海道内の市町及び消防の一部事務組合
5	北海道消防防災ヘリコプター応援協定	北海道、道内の市町及び消防の一部事務組合
6	北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱	
7	北海道消防防災ヘリコプター緊急運行要領	
8	北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領	

資料 2-1 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援、広域一時滞在等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）

第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合において、法第67条第1項及び第68条の規定に基づく道及び市町村相互の応援、法第86条の8第1項の規定に基づく広域一時滞在その他法令に基づく被災市町村の災害応急対策（以下「応援等」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

（応援等の種類）

第2条 応援等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害応急対策に従事する職員の派遣
- (2) 災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需物資等）等の提供及びあっせん
- (3) 被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供並びにあっせん
- (4) 広域一時滞在等による被災住民の受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援等の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局及び振興局地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援等の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援等の要請の区分）

第6条 応援等の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該総合振興局又は振興局地域内の市町村の長に対して行う応援等の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の総合振興局又は振興局地域の市町村の長に対して行う応援等

の要請

(3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援等の要請

(応援等の要請の手続)

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援等の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 職員の職種別人員
- (3) 車両、船艇、機械器具等の種類、規格及び台数
- (4) 資機材及び物資等の品名、数量等
- (5) 受入れを求める被災住民の人数等
- (6) 応援等に関する区域又は湯所及びそれに至る経路
- (7) 応援等の期間
- (8) 前各号に定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項

2 応援等の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援等の要請に応じる場合にあってはその応援等の内容を、応援等の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

3 前2項に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援等の経費の負担)

第8条 応援等に要した経費は、応援等を受けた被災市町村において負担するものとする。

2 応援等を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援等を受けた被災市町村の求めにより、応援等を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援等を受けた被災市町村と応援等を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援等を行うものとする。

2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。

3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援等を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定に基づく応援等は、被災市町村が定める法第42条に基づく市町村地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条に基づく市町村の国民の保護に関する計画に準拠して、実施するものとする。

- 2 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
- 3 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。

平成 20 年 6 月 10 日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自 1 通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成 27 年 3 月 31 日

北海道
 北海道知事 高 橋 はるみ
 北海道市長会
 北海道市長会長 田 岡 克 介
 北海道町村会
 北海道町村会長 寺 島 光一郎

別表

地域区分	構成市町村
空知総合振興局	空知総合振興局管内の市町村
石狩振興局	石狩振興局管内の市町村
後志総合振興局	後志総合振興局管内の市町村
胆振総合振興局	胆振総合振興局管内の市町村
日高振興局	日高振興局管内の町
渡島総合振興局	渡島総合振興局管内の市町村
檜山振興局	檜山振興局管内の町
上川総合振興局	上川総合振興局管内の市町村
留萌振興局	留萌振興局管内の市町村
宗谷総合振興局	宗谷総合振興局管内の市町村
オホーツク総合振興局	オホーツク総合振興局管内の市町村
十勝総合振興局	十勝総合振興局管内の市町村
釧路総合振興局	釧路総合振興局管内の市町村
根室振興局	根室振興局管内の市町

〔関連〕 第 4 章第 4 節 相互応援（受援）体制整備計画

第 5 章第 7 節 広域応援・受援計画

第 5 章第 33 節 職員応援派遣要請計画

第 7 章第 4 節 地震発生時の応急対策等（1 地震発生時の応急対策）

資料 2-2 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目

災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定（以下「協定」という。）第11条第2項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条に規定する連絡担当部局は、別表第1のとおりとする。

(応援等の要請の方法)

第3条 協定第7条第1項に規定する応援等の要請は、電話、ファクシミリ、電子メール等により行うものとし、後日速やかに応援等を行った道及び市町村に要請文書を提出するものとする。

(応援等の要請等の連絡系統)

第4条 協定第7条に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報の連絡系統は、別に定めるもののほか、別表第2を基本とする。

(経費負担の内容等)

第5条 協定第8条第1項に規定する応援等を受けた被災市町村（以下「要請市町村」という。）が負担する経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 職員の災害応急対策への従事 応援等を行った道及び市町村が別に定める規定に基づき算定した当該応援等職員に係る旅費及び諸手当の合計額の範囲内の額
- (2) 備蓄物資及び資機材 当該物資及び資機材の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資及び資機材 当該物資及び資機材の購入費及び輸送費
- (4) 車両、船艇、機械器具等借上料 燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供 借上料
- (6) その他協定に基づき実施した応援等に係る経費 その実施に要した額

2 協定第8条第2項の規定により応援等に要した経費を一時繰替支弁した場合には、応援等を行った道及び市町村は、当該経費の額を、知事及び市町村の長名による請求書により関係書類を添付の上、要請市町村に請求するものとする。

3 応援等に関する業務に従事した職員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。

4 応援等に関する業務に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が要請市町村の指揮の下における業務により生じたものにあつては要請市町村が、要請市町村への往復の途中において生じたものにあつては応援等を行った道及び市町村が、当該損害を賠償するものとする。

5 前各項の規定により難しい場合については、要請市町村と応援等を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。

平成 20 年 6 月 10 日に締結された実施細則は、これを廃止する。

この実施細目の締結を証するため、実施細目に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自 1 通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成 27 年 3 月 31 日

北海道

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道市長会

北海道市長会長 田 岡 克 介

北海道町村会

北海道町村会長 寺 島 光一郎

(別表第 1、別表第 2 は省略)

[関連] 第 4 章第 4 節 相互応援（受援）体制整備計画

第 5 章第 7 節 広域応援・受援計画

第 5 章第 33 節 職員応援派遣要請計画

第 7 章第 4 節 地震発生時の応急対策等（1 地震発生時の応急対策）

資料 2-3 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、更別村長（以下「乙」という。）は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

（目的）

第1条 この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

（定義）

第2条 この申合せにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。

2 この申合せにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管理する甲の機関である開発建設部をいう。

（応援の要請）

第3条 乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

（応援の実施）

第4条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施することができるものとする。

- （1）大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合
- （2）大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断をした場合
- （3）その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合

2 甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

（応援の内容）

第5条 前条に基づく甲の応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）土木施設等の被害状況の把握
- （2）二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等）
- （3）その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

（費用負担）

第6条 乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する費用は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適当な場合は、相互に協議するものとする。

（相互の情報交換）

第7条 甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

(その他)

第9条 この申合せに疑義を生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

(適用)

第10条 この申合せは、平成22年5月28日から適用するものとする。

平成22年5月28日

甲 北海道開発局長

乙 更別村長 岡出 誠司

〔関連〕第4章第4節 相互応援（受援）体制整備計画

第5章第7節 広域応援・受援計画

第7章第4節 地震発生時の応急対策等（1 地震発生時の応急対策）

資料 2 - 4 北海道広域消防相互応援協定

北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 39 条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第 2 条 この協定の対象とする災害は、法第 1 条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地区区分）

第 3 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地区に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第 4 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地区ごとに地区代表消防機関を置き、地区代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地区代表消防機関及び総括代表消防機関（以下「代表消防機関」という。）の選定は、別に定める。

3 地区代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）総括代表消防機関及び当該地区内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
- （2）当該地区内の応援可能な消防隊等の把握及び調整に関すること。
- （3）応援する指揮支援隊、指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）の円滑な活動及び管理に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。
- （2）地区代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- （3）北海道内の応援可能な消防隊等の把握及び調整に関すること。
- （4）応援隊の円滑な活動及び管理に関すること。

（代表消防機関の任務の代行）

第 4 条の 2 代表消防機関を置く市町等が被災し、被害の状況により代表消防機関が任務を遂行できない場合は、当該代表消防機関を置く市町等の長は、代表消防機関の代行を置くことができるものとする。

2 代表消防機関の代行の選定は、別に定める。

（応援の種別）

第 5 条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）陸上応援 指揮支援隊、指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊による活動

(2) 航空応援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による活動
（応援隊及び資機材の登録）

第6条 市町等は、応援隊及び資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第7条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第1要請

当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第2要請

当該市町等が構成する別表の地区内の他の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

ウ 第3要請

当該市町等が構成する別表の地区外の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあっては要請側の地区代表消防機関を、第3要請にあっては要請側の地区代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地区代表消防機関を経由して行うものとする。

（応援要請の代行）

第7条の2 地区代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

（迅速な出動体制の構築）

第8条 代表消防機関を置く市町等の長は、別に定める災害が北海道内で発生した場合は、速やかに当該地区内の応援可能な消防隊等を把握し迅速な出動体制を構築するものとする。

（応援隊の派遣）

第9条 第7条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

（応援隊の指揮）

第10条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

（応援経費の負担）

第11条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

(1) 応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当

- (2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- (3) 車両及び機械器具の修理費
- (4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）

2 航空応援に要する応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

（損害賠償）

第12条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
- (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

（委任）

第14条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成6年7月25日締結）

この協定は、平成6年8月1日から施行する。

附 則

この協定は、平成29年4月27日から施行する。

本協定の成立を証するため協定書 58 通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

平成29年4月27日

別 表

地 区	構 成 市 町 等
道西地区	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、檜山広域行政組合
道南地区	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町、西胆振消防組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道央地区	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、江別市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、北広島市、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
道北地区	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、富良野広域連合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道東地区	釧路市、根室市、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、根室北部消防事務組合、とがち広域消防事務組合

〔関連〕 第4章第4節 相互応援（受援）体制整備計画

第5章第7節 広域応援・受援計画

第6章第3節 災害応急対策計画（8 地震火災等対策計画）

第7章第4節 地震発生時の応急対策等（1 地震発生時の応急対策）

第9章第4節 大規模な火事災害対策計画

第9章第5節 林野火災対策計画

資料 2-5 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

北海道消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請等)

第3条 災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第4条 知事は、前条第1項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第5条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第6条 第3条第1項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第7条第1項の規定による応援要請があったも

のとみなす。

(経費負担)

第7条 この協定に基づく応援に要する隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第10条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月1日から適用する。

〔関連〕第5章第8節 ヘリコプター等活用計画

資料 2－6 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱

北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の安全かつ効果的な運用を図るため、航空機の運航管理等について必要な事項を定めるものとする。

(他の法令との関係)

第2条 航空機の運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 航空機等

航空機、航空機用装備品、消防防災業務活動用装備品等をいう。

(2) 消防防災業務

航空機を使用して行う災害応急対策活動、救急活動、火災防御活動その他の防災活動に関する業務をいう。

(3) 航空隊員

航空機に搭乗して消防防災業務に従事する総務部危機対策局危機対策課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）の職員をいう。

(4) 自隊訓練

総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）が隊員の基本技術及び応用技術の習得を図るため、独自で行う訓練をいう。

(5) 運航計画

航空機を効率的に運航するため、消防防災業務、自隊訓練等について定める飛行計画をいう。

(6) 委託会社

道が航空機の操縦、整備点検等の運航管理業務を委託する運航会社をいう。

第2章 防災航空隊

(防災航空隊の設置)

第4条 航空室に、防災航空隊を置く。

2 防災航空隊は、航空機に搭乗し、直接、消防防災業務に従事する。

3 防災航空隊に、隊長、副隊長及び隊員を置く。

4 隊長及び副隊長は、航空隊員の中から危機対策課防災航空室長（以下「防災航空室長」という。）が指名する。

(隊長の任務)

第5条 隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督して消防防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

(副隊長の任務)

第6条 副隊長は、隊長を補佐し、隊員を指揮監督して消防防災業務の万全を期さなければならない。

2 隊長に事故あるときは、防災航空室長があらかじめ指定する副隊長がその職務を代行する。

(隊員の任務)

第7条 隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、消防防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認してその職務に従事しなければならない。

(搭乗者の指定)

第8条 防災航空室長は、航空機を運航する場合には、運航目的、任務等を明示して搭乗する者を指定するものとする。

第3章 運航管理

(総括管理者)

第9条 航空機の運航管理の総括は、危機管理監（以下「総括管理者」という。）が行う。

(運航管理責任者)

第10条 航空隊の指揮監督、航空機の運航、航空機等の維持管理など、航空機の運航管理に関する事務は、防災航空室長（以下「運航管理責任者」という。）が行う。

(運航指揮者)

第11条 航空機に搭乗中の隊員の指揮監督をする者を「運航指揮者」という。

2 運航指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が航空機に搭乗しないときは、運航管理責任者が航空機に搭乗する副隊長又は隊員の中から指定するものとする。

(運航計画)

第12条 運航管理責任者は、消防防災業務及び自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、航空機の運航計画を定めなければならない。

2 運航計画は、北海道消防防災ヘリコプター年間運航計画（様式第1号）及び北海道消防防災ヘリコプター月間運航計画（様式第2号）とする。

(運航する航空機等)

第13条 総括管理者は、法第23条及び第25条に定める技能証明を有する委託会社の整備士による整備点検を受けなければ、航空機を航空の用に供してはならない。

2 運航管理責任者は、航空機等を適正に管理し、常に航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

(運航範囲)

第14条 航空機は、次に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防活動
- (7) 自隊訓練
- (8) その他総括管理者が必要と認める活動

2 航空機の運航は、原則として午前8時45分から午後5時30分までとする。ただし、次条に規定する緊急運航の場合は、この限りでない。

(緊急運航)

第15条 前条第1項第1号から第5号までに規定する運航（以下「緊急運航」と総称する。）は、第12条に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

2 航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、運行管理責任者は、直ちに緊急運航に移行することとし、その内容を総括管理者に報告しなければならない。

3 緊急運航に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(運航に伴う報告)

第16条 運航指揮者は、通常運航業務を終了したときは飛行報告書（様式第3号）を、緊急運航業務を終了したときは緊急運航業務報告書（様式第4号）を作成し、速やかに運航管理責任者に報告しなければならない。

(飛行場外離着陸場)

第17条 運航管理責任者は、市町村等と協議して、法第79条ただし書の規定による飛行場外離着陸場及び法第81条の2の規定による緊急離着陸場を確保しておくとともに、常にその実態把握につとめるものとする。

第4章 使用手続

(使用予定表)

第18条 航空機の使用（緊急運航及び自隊訓練に係るものを除く。以下この章において同じ。）を予定する者は、毎年2月末までに翌年度の航空機の使用予定について消防防災ヘリコプター使用年間予定表（様式第5号）を提出し、かつ、使用月の前々月の末日までに当該使用月の使用予定について、消防防災ヘリコプター使用年間予定表（様式第6号）を総括管理者に提出しなければならない。

(航空機の使用申請)

第19条 航空機を使用しようとする者は、消防防災ヘリコプター使用申請書（様式第7号）により、使用する日の15日前までに総括管理者に申請しなければならない。

(航空機の使用承認)

第20条 総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

2 総括管理者は、前項の規定により使用を承認した場合は、消防防災ヘリコプター使用承認書（様式第8号）を交付するものとする。

第5章 安全管理等

(安全管理)

第21条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、消防防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運航管理責任者は、航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保するなど、安全管理に万全を期するとともに、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。

(運航指揮者の責務)

第22条 運航指揮者は、航空隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安

全に遂行できるよう努めなければならない。

第6章 教育訓練

(隊員等の教育訓練)

第23条 総括管理者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制及び施設、設備並びに教材の整備を図り、航空隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

2 運航管理責任者は、消防防災業務を効率的に行うため、市町村及びその他の関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

(自隊訓練)

第24条 運航管理責任者は、運航計画に基づき、自隊訓練を実施しなければならない。

第7章 事故対策等

(捜索及び救難体制の確立)

第25条 総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合、又は航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しておかなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第26条 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を構じ、その状況を運航管理責任者に直ちに報告しなければならない。

2 運航管理責任者は、前項の規定による報告を受け、又は同項に規定する航空機の故障等に関する情報を入手した場合には、直ちに所要の捜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第27条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣にその旨を報告するとともに、直ちにその原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第8章 雑則

(記録及び保存)

第28条 運航管理責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、消防防災業務に関する記録を整理、保存しておかなければならない。

(その他)

第29条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

[関連] 第5章第8節 ヘリコプター等活用計画

消防防災ヘリコプター使用申請書

第 号
年 月 日

総括管理者
北海道総務部危機管理監 様

申請者
(担当者 TEL 印)

北海道消防防災ヘリコプターを下記により使用したいので申請します。

記

1 使用日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分				
2 使用目的					
3 飛行経路					
4 使用内容					
5 搭乗者所属	職	氏名	男・女	年齢	備考

(注) 使用に係る事業計画等を添付すること。

資料 2-7 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1条 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第15条第3項の規定に基づく北海道消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の緊急運航については、要綱及び北海道消防防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第2条 緊急運航は、原則として、要綱第14条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 災害が発生した市町村（消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下「市町村等」という。）の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他航空機による活動が最も有効と認められる場合

(緊急運航の基準)

第3条 緊急運航は、前条の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする。

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況の偵察・情報収集

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

災害応急対策活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(2) 救急活動

ア 傷病者の搬送

(ア) 現場救急

a 「現場救急」とは、航空機が直接救急現場に出動し、傷病者を機内に収容して医療機関へ搬送する活動をいう。

b 次の場合に出動するものとする。

生命が危険な傷病者を搬送する必要がある場合のほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合。

(イ) 転院搬送

a 「転院搬送」とは、航空機による次の傷病者の搬送をいう。

① 一旦近郊の医療機関に搬送し所要の治療を行った後に、緊急に高次・専門医療機関へ搬送する場合

② 医療機関に収容されている入院患者の病態悪化により緊急に高次・専門医療機関へ搬

送する場合

b 次の場合に出動するものとする。

医師の判断により、緊急に他の高次・専門医療機関へ搬送しなければ生命に危険が及ぶ場合のほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など傷病者の機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合。

c 転院搬送に搭乗する医師については、緊急性を重視し、搬送元医療機関の医師を基本としつつ医師不在を回避する場合又は搬送中の傷病者に対して専門的な管理が必要な場合は、他の医療機関の医師が搭乗できることとする。

なお、他の移動手段による搬送元医療機関への医師派遣が困難な場合にあっては、航空機による派遣を認めるものとする。

(ウ) 事後検証

上記（ア）及び（イ）に基づき航空機により傷病者を搬送した全ての事案について、その適否や妥当性などの事後検証を実施し、その結果を以後の救急活動に反映させることとする。

イ 医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等において緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

救急活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア 中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難で屋上等から行うことが必要と認められる場合

イ 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できないと認められる場合

ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出

高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困難と認められる場合

エ その他

救助活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(4) 火災防衛活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合

イ 偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合

エ その他

火災防衛活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援活動

大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる場合

(緊急運航の要請)

第4条 緊急運航の要請（前条第5号に規定するものを除く。）は、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により行うとともに、速やかに様式第1号をファクシミリにより提出するものとする。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請手続きについては、別に定めるところによるものとする。

(緊急運航の決定)

第5条 運航管理責任者は、前条本文の要請を受けた場合は、直ちに隊長にその内容を伝えるとともに、災害等の状況・気象状況等を確認の上、速やかに出動の可否を決定し、隊長に指示するものとする。

2 運航管理責任者は、速やかに前項に規定する出動の可否等を総括管理者に報告するとともに、関係総合振興局長又は関係振興局長にその旨を連絡するものとする。

(要請に対する結果の通報)

第6条 運航管理責任者は、直ちに前条第1項に規定する出動の可否を要請者に連絡するものとする。

(受入体制)

第7条 緊急運航を要請した市町村長（消防の一部事務組合の管理者及び広域連合の長を含む。以下「市町村長等」という。）は、運航管理責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入体制を整えるものとする。

(報告)

第8条 緊急運航を要請した市町村長等は災害等が収束した場合（救急患者の緊急搬送に係る場合を除く。）には、災害等状況報告書（様式第2号）により、総括管理者に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

〔関連〕 第5章第8節 ヘリコプター等活用計画

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：平成 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

災害の状況・派遣理由	要請機関名									
	担当者職氏名									
	連絡先	Tel Fax								
	覚 知	平成	年	月	日	時	分			
	災害発生日時	平成	年	月	日	時	分			
災害発生場所										
災 害 名										
災害発生状況・措置状況										
派遣を必要とする区域					希望する活動内容					
気象の状況										
離着陸場の状況	離着陸場名									
	特記事項	(照明、Hマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況（障害物等）ほか)								
必要とする資器材					現地での資器材確保状況					
					特記事項					
傷病者の搬送先					救急自動車の手配状況					
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名									
	現場付近で活動中の航空機の状況									
現地最高指揮者	(機関名)				(職・氏名)					
無線連絡方法	(周波数)								Hz	
その他参考となる事項										
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考	

様式第2号（第8条関係）

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

第 号
平成 年 月 日

総括管理者

北海道総務部危機管理監 様

要請機関の長

印

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時									
災害発生場所									
派遣区域									
離着陸場									
使用した資機材									
傷病者の搬送先									
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	【地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る部分）								
	【消防防災ヘリコプターによる活動内容】								
災害発生状況・措置状況									
その他参考となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

資料 2-8 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第15条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第4条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第2条 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村（消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

(付添人の搭乗)

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

[関連] 第5章第8節 ヘリコプター等活用計画

救急患者の緊急搬送情報伝達票

要請日時	平成 年 月 日 時 分				
1 要請市町村名	電話	FAX			
担当課・職・氏名	職名	氏名			
2 依頼病院名	電話				
所在地	FAX				
担当医師名・科名	科	直通内線番号			
3 受入病院名	電話				
所在地	FAX				
担当医師名・科名	科	直通内線番号			
受入病院の了承： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
4 患者氏名	生年月日	年 月 日	歳		
	体重	kg	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	職業	
住 所	感染症： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有				
病 名	<input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 外来： 年 日				
経 過	血圧： mmHg		脈拍： 回/分		
	呼吸： 回/分		体温： °C		
	意識レベル(JCS)：				
航空機による搬送が必要な理由	<input type="checkbox"/> 緊急性 <input type="checkbox"/> 搬送時間短縮 <input type="checkbox"/> 搬送安定性 <input type="checkbox"/> その他 () (主な理由：)				
気圧変化： <input type="checkbox"/> 影響なし <input type="checkbox"/> 影響有り					
5 受け入れ病院選定理由 (①、②のいずれか記載) <input type="checkbox"/> ①高次・専門医療機関での治療が必要なため (治療内容：) <input type="checkbox"/> ②その他 (具体的な理由：)					
6 付添搭乗者	氏 名	性別	年 齢	体 重	その他
医 師			歳	kg	
看護師			歳	kg	
付添人			歳	kg	続柄：
医師・看護師の所属病院： <input type="checkbox"/> 依頼病院 <input type="checkbox"/> 受入病院 <input type="checkbox"/> その他病院名 ()					
7 運航上の必要事項 機内に積載する医療資機材等					
資機材名	有	数量	総重量	要電源	特記事項
①点滴	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 輸液ポンプあり
②シリンジポンプ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	
③酸素ボンベ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 80以上 (サイズ： × cm)
④モニター類	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 心電図 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑤保育器	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	サイズ：W ×L ×H cm
⑥人工呼吸器	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	サイズ：W ×L ×H cm
⑦救急バック	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	
⑧その他 ()	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	
引継場所 (現地離着陸場)	依頼病院： 受入病院：				メモ

※市町村はNo.1～No.7の項目を記載の上、要請すること。(□欄はレ点又は■で該当項目をチェック)

※No.4「経過」No.5について欄内に記入しきれない場合は、別紙(任意)により送付すること。

様式第2号

平成 年 月 日

北海道総務部危機管理監 様

住 所

氏 名

印

誓 約 書

私は、このたびあなたの管理する航空機（はまなす2号）に搭乗することになりましたので、次の事項を誓約いたします。

記

- 1 使用目的以外の要求はいたしません。
- 2 搭乗中、機体の故障又は天災等による事故が発生いたしましても、当方において責任を持って処理し、あなたに対して損害賠償要求の訴訟等はいたしません。
- 3 その他搭乗に際しては、すべてあなたの指示に従います。

資料 2-9 その他災害時協定等一覧

	締結年月日	協定名	締結者(甲)	締結者(乙)	主な内容
1	H18. 6. 23	災害時の遺体搬送等に関する協定	北海道	社団法人全国霊柩自動車協会	遺体安置所等から斎場等への遺体搬送等
2	H18. 12. 22	災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定	北海道	北海道コカ・コーラボトリング株式会社	①飲料の供給 ②現地対策本部等応急対策拠点用地として敷地を提供 ③一時避難場所として敷地及び倉庫を提供 ④災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供
3	H18. 12. 22	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	北海道	株式会社セイコーマート	①物資の供給 ②災害時支援ステーション機能 ③店舗において災害情報提供 ④営業の早期再開
4	H19. 7. 6	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	管内町村	社団法人十勝歯科医師会	①歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ②後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定 ③避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科医療及び衛生指導 ④検死及び検案に関する法歯学上の協力
5	H20. 2. 21	災害時における物資の供給に関する協力協定	北海道	株式会社ローソン	食料品、飲料水、日用品、その他甲が指定する物資の供給
6	H20. 6. 10	災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	北海道 北海道 市長会 北海道 町村会		道及び市町村相互の応援 ①食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん ②被災者等の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん ③避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん ④避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣 ⑤被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
7	H20. 7. 16	災害時相互応援に関する協定	更別村	日本水道協会北海道地方支部道東	会員相互の応援 ①応急給水作業 ②応急復旧作業

	締結 年月日	協定名	締結者 (甲)	締結者 (乙)	主な内容
				地区協議会	③応急復旧用資材の供出 ④工事業者のあっせん ⑤応援要員の派遣
8	H20. 7. 24	災害時における 物資の供給に関 する協力協定	北海道	株式会社セ ブンイレブ ン・ジャパ ン	食料品、飲料水、日用品、その他甲が指 定する物資の供給
9	H20. 7. 24	災害時における 物資の供給に関 する協力協定	北海道	株式会社イ トーヨーカ 堂	同上
10	H20. 11. 27	災害時における 物資の供給に関 する協力協定	北海道	株式会社サ ークルKサ ンクス	食料品、飲料水、日用品、その他甲が指 定する物資の供給
11	H20. 12. 17	災害時における 帰宅者支援に関 する協定	北海道	株式会社壱 番屋	支援ステーションとしての協力 ①乙の店舗において、帰宅困難者に対 し、水道水、トイレ等の提供 ②地図又はラジオ等で知り得た道路情報 の提供
12	H20. 12. 17	災害時における 帰宅者支援に関 する協定	北海道	株式会社サ ークルKサ ンクス	同上
13	H20. 12. 17	災害時における 帰宅者支援に関 する協定	北海道	株式会社セ ブンイレブ ン・ジャパ ン	同上
14	H20. 12. 17	災害時における 帰宅者支援に関 する協定	北海道	株式会社北 海道ファミ リーマート	同上
15	H20. 12. 17	災害時における 帰宅者支援に関 する協定	北海道	株式会社モ スフードサ ービス	同上
16	H20. 12. 17	災害時における 帰宅者支援に関 する協定	北海道	株式会社ロ ーソン	同上
17	H20. 12. 18	災害時における 飲料の供給等防 災に関する協力 協定	北海道	サントリー フーズ株式 会社	①飲料の供給 ②現地対策本部等応急対策拠点用地とし て乙の子会社である北海道ペプシコー ラ販売株式会社の所有する敷地を提供 ③一時避難場所として北海道ペプシコー ラ株式会社の所有する敷地及び倉庫を 提供 ④災害対応型自動販売機内在庫飲料の無 償提供

	締結年月日	協定名	締結者(甲)	締結者(乙)	主な内容
18	H21. 6. 26	災害時における隊友会の協力に関する協定	北海道	社団法人隊友会北海道隊友会連合会	①本部等の運営に必要となる情報の収集・整理業務の補助 ②災害・安否・生活情報の収集、伝達の補助 ③給水、炊き出しその他の救援活動の補助 ④避難所の開設及び運営の補助 ⑤瓦礫の撤去、清掃及び防疫の補助 ⑥物資、資材の運送及び配分の補助
19	H21. 12. 24	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書	更別村	北海道コカ・コーラボトリング株式会社	乙所有のネットワーク接続された災害対応型自動販売機を通して、 ①電光掲示板による甲の地域・行政・災害情報等の提供 ②緊急時における販売機内の在庫飲料の無償提供を行う。
20	H22. 1. 20	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	北海道	イオン北海道株式会社	①乙及び乙のグループ企業で調達可能な物資の供給 ②営業の早期再開 ③災害時支援ステーション機能 ④店舗付近又は輸送ネットワーク等により把握した災害情報の甲に対する提供 ⑤敷地等の一時避難場所、現地対策本部等応急対策拠点用地としての提供
21	H22. 8. 5	災害時における応急対策支援に関する協定	更別村	更別村建設業協会	更別村所管の道路、河川等の応急対策支援
22	H23. 1. 17	災害等の発生時における更別村と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	更別村	北海道エルピーガス災害対策協議会	①被災場所におけるLPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供 ②被災場所における応急措置及び復旧工事 ③避難場所等へのLPガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事 ④大規模火災現場におけるLPガス設備の撤去等の安全対策
23	H23. 5. 2	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定	北海道	社団法人北海道宅建物取引業協会	乙の会員である宅建物取引業者が被災者に民間賃貸住宅の媒介をするときの報酬額について、無償とするよう会員業者に協力を求める。
24	H23. 10. 17	災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定	北海道	社団法人北海道トラック協会	一般貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等

	締結年月日	協定名	締結者(甲)	締結者(乙)	主な内容
25	H24. 3. 27	災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協定	北海道	日糧製パン株式会社	
26	H24. 3. 27	災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	北海道	社団法人全国賃貸住宅経営協会	
27	H24. 3. 27	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定	北海道	北海道旅客船協会	
28	H24. 3. 30	災害等の発生時における石油類燃料の供給等に関する協定	更別村	帯広地方石油業協同組合 同更別支部	①緊急車両等への石油類の優先給油 ②災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等への石油類の優先供給 ほか
29	H24. 6. 7	大規模災害等の連携に係る協定	北海道	陸上自衛隊 北部方面隊	①平素および初動における情報共有、連絡調整 ②応急対策活動における交通路線、活動拠点、活動資機材等の調整
30	H25. 3. 25	災害時における輸送車両提供の協力に関する協定	北海道	北海道地区レンタカー協会連合会	地震、風水害他大規模災害及び武力攻撃災害時における車両の提供協力
31	H25. 11. 22	災害時における物資の供給に関する協定	北海道	株式会社ファミリーマート	地震、風水害、その他の災害、又は武力攻撃災害が発生、又は発生のおそれがある場合、被災住民等を救助するための物資の調達及び供給
32	H26. 1. 29	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定	北海道	北海道行政書士会	地震、風水害その他の災害が発生した場合における、被災者支援のための行政書士業務 ①被災者支援相談センターの開設 ②道又は市町村への乙の会員の派遣 ③その他甲が必要と認める業務
33	H26. 1. 29	災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定	北海道	株式会社AIRDO	地震、風水害その他大規模災害が発生した場合における、航空機による緊急輸送業務 ①離島等から住民等避難のための輸送に関する業務 ②被災地の支援要員、救援物資等の輸送に関する業務 ③その他甲が必要とする航空機による応急対策業務

	締結年月日	協定名	締結者(甲)	締結者(乙)	主な内容
34	H26. 3. 28	災害時の応援に関する協定	財務省 北海道 財務局	北海道町村 会	①避難施設運営補助 ②災害ボランティア及び支援物資等の受付事務 ③有価物の分別等作業 ④り災証明書申請受付及び発行に関する事務 ⑤り災建物判定にかかる現地調査補助
34	H26. 11. 21	災害時における物資の供給に関する協定	北海道	N P O 法人 コメリ災害 対策センタ ー	乙が調達可能な物資の供給
35	H27. 4. 15	災害時における応急対策支援に関する協定	更別村	更別森林組 合	早期復旧に資するための災害応急対策業務
36	H27. 6. 1	災害発生時における更別村と更別村内郵便局の協力に関する協定	更別村	更別郵便局	①緊急車両等として車両の提供 ②被災者の避難所開設状況及び避難先リスト等の情報の相互提供 ③郵便局ネットワークを活用した広報活動 ④郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 ⑤道路等の損傷状況の情報提供 ⑥避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び交付等 ⑦株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
37	H27. 9. 24	土砂災害の発生に関する情報提供に係る協定	ヤマト 運輸株式 会社道東 主管支店	北海道十勝 総合振興局	土砂災害等の通報
38	H28. 2. 5	災害時における輸送業務に関する協定	更別村	一般社団法 人十勝地区 トラック協 会	物資の輸送業務
39	H28. 6. 20	災害時における物資の供給に関する協定	北海道	コストコホ ールセール ジャパン株 式会社	乙の保有する物資の供給
40	H29. 1. 27	災害時における協力体制に関する協定	北海道	一般社団法 人北海道士 木コンクリ ートブロッ ク協会	災害応急対策の資材調達 ①協力実施体制の構築及び情報提供 ②供給可能な資材の状況把握及び報告 ③資材調達に係る対応

	締結 年月日	協定名	締結者 (甲)	締結者 (乙)	主な内容
41	H29. 1. 27	災害時における 協力体制に関する協定	北海道	北海道ホテル旅館生活衛生同業組合	宿泊施設の提供
42	H29. 3. 10	災害時における 協力体制に関する協定	北海道	東日本段ボール工業組合	避難所の設営に必要な物資の供給
43	H29. 3. 10	災害時における 相談業務の応援に関する協定	北海道	北海道弁護士会連合会等士業7団体	相談業務の応援
44	H29. 7. 24	災害時における 物資の保管等に関する協定	北海道	苫小牧地区倉庫協会	①物資の保管場所や応急対策拠点として倉庫及び敷地の提供・管理・運営 ②物資の保管等に関し、必要な作業員の派遣、荷役機械及び資機材等の提供 ③必要な物流専門家の派遣
45	H29. 9. 30	包括連携協定	更別村	株式会社スノーピーク	必要な情報及び資料等の提供
46	H29. 11. 27	更別村と更別村内郵便局との包括的連携に関する協定	更別村	更別郵便局	村民サービスの向上及び地域社会の安心・安全の確保 ①高齢者等の見守り、情報提供 ②道路損傷等の情報提供
47	H29. 12. 18	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	更別村	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	乙が調達可能な物資の供給

〔関連〕 第4章第4節 相互応援（受援）体制整備計画

第5章第7節 広域応援・受援計画

第7章第4節 地震発生時の応急対策等（1 地震発生時の応急対策）

第3節 防災関係施設・設備等

資料3-1 消防施設の整備状況等

■ 配置車両(平成29年8月1日現在)

区 分		水槽付消防ポンプ車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ付水槽車	救急車	指揮広報車	資機材搬送車	備 考
更別消防署配置車両		1			1			
消防団	本 団					1		
	第1分団	1		1			1	
	第2分団	1	1					

〔資料：とちち広域消防組合更別消防署〕

■ 消防無線等(平成29年8月1日現在)

区 分	消防無線		電動サイレン	可搬ポンプ	備 考
	基地局	移動局			
更別市街	1	6	1 (7.5KW)	1	
上更別市街		2	1 (7.5KW)	1	

〔資料：とちち広域消防組合更別消防署〕

■ 消防水利(平成29年8月1日現在)

水 利		基準数	現 有 個 数				不足数	充足率(%)	基 準 外 水 利			
			消火栓	防火水槽	その他	計			消火栓	防火水槽	防火井戸	計
準市街地4	更別市街	52	16	19		35	17	67.3	3	6	7	16
その他の地区		23	18	4		22	1		4	6		10
	(上更別地区)	4		4		4	0	100	3	5		8
	(その他の地区)	19	18	0		18	1	94.7	1	1		2
計		75	34	23		57	18	76.0	7	12	7	26

〔資料：とちち広域消防組合更別消防署〕

〔関連〕第4章第10節 消防計画

第6章第2節 災害予防計画 (10 火災予防計画)

第6章第3節 災害応急対策計画 (8 地震火災等対策計画)

第9章第4節 大規模な火事災害対策計画

第9章第5節 林野火災対策計画

資料 3-2 通信機器関連

■ 専用通信設備

本村が所有する防災行政無線、消防用無線等の通信設備は、次の通りである。

ア 固定系（平成 29 年 8 月 1 日現在）

呼出名称	電波の形式及び周波数	制御器設置場所
ぼうさいさらべつ	15k0D7W 58.49MHz	村役場、とちち広域消防事務組合更別消防署 ※簡易中継局：勢雄・協和・更南

イ 移動系

(ア) 基地局（平成 29 年 8 月 1 日現在）

呼出名称	電波の形式及び周波数	制御器設置場所
ぼうさいさらべつ	F3E 466.325MHz 466.775MHz	総務課、建設水道課、警備員室

(イ) 移動局（平成 29 年 8 月 1 日現在）

車両型	15 台
携帯型	10 台
可搬型	1 台

■ その他の無線通信施設

公衆電気通信施設の途絶時における連絡手段については、次の無線通信施設を利用する。

（平成 29 年 8 月 1 日現在）

局種	電波の型式	周波数	施設の数	設置場所	伝達先	備考
地上系 固定局	F2D F2C F3E	送信 61.055MHz 60.875MHz 受信 65.810MHz 65.870MHz	固定局 1	更別村役場	幕別固定局	防災行政無線
衛星系 地球局	42KOG1E 42KOG1C 42KOG1D	送信(アップリンク) 14.00GHz～14.50 受信(ダウンリンク) 12.25GHz～12.75	VSAT 局 1	〃	スーパーバード 系人工衛星	電気通信業務用 (防災用)
固定局	58k80G1D	265.575MHz	移動局 6	とちち広域消防 事務組合 更別消防署	とちち広域消防 局消防指令セン ター	消防無線
固定局	58k80G1D	265.575MHz	移動局 2	上更別消防会館	とちち広域消防 局消防指令セン ター	消防無線

〔関連〕 第 4 章第 8 節 情報収集・伝達体制整備計画

第 5 章第 2 節 災害通信計画

資料 3-3 医療関連

■ 村内医療施設の現況(平成 29 年 8 月 1 日現在)

名 称	所在	診療科目	病床数	医師	看護師	保健師	備考
村立国保診療所	曙町	内科、小児科	19	4	9		
更別歯科診療所	柏町	歯科		1			
福祉の里総合センター	曙町					4	

〔関連〕 第 5 章第 10 節 医療救護計画

資料 3-4 輸送関連

■ 村有車両等の現況(平成 29 年 8 月 1 日現在)

種 別	台数	備 考
村有バス	5 台	スクールバス(62 人)3 台、村民バス(24 人)1 台、福祉バス(42 人)1 台
乗用車、貨物自動車	18 台	乗用車 11 台、小型貨物 7 台
土木作業関係車両	5 台	除雪トラック 1 台、グレーダー 1 台、 大型ロータリー 2 台、小型ロータリー 1 台
消防関係車両		資料 3-1 消防施設の整備状況等に記載のとおり

〔関連〕 第 5 章第 14 節 輸送計画

資料 3-5 給水関連

■ 給水輸送可能村車両の現況(平成 29 年 8 月 1 日現在)

車両名	台数	容量	車両管理者
消防タンク車	3 台	3.5 t 6.0 t 3.5 t	更別消防団第 1 分団(更別 1 号) 更別消防署(更別タンク 1) 更別消防団第 2 分団(更別 2 号)
大型水槽車	1 台	10.0 t	更別消防団第 1 分団(更別水槽 1)
散水車	1 台	8.0 t	教育委員会

〔関連〕 第 5 章第 16 節 給水計画

■ 給水施設の状況(平成 29 年 8 月 1 日現在)

種別	計画給水人口(人)	現在給水人口(人)	給水能力(m ³ /日)	供給余力(m ³ /日)
上水道	3,730	3,227	3,121.5	—

〔関連〕 第 5 章第 21 節 上下水道施設対策計画

資料 3-6 文化財関連

■ 村内文化財等の現況(平成 29 年 8 月 1 日現在)

種 別、名 称	指定年月日	所在地・所有者	現 況
北海道指定天然記念物(ヤチカンバ)	昭 38. 7. 26	河西郡更別村字上更別 所有者 更別村	指定面積 : 2. 7ha

〔関連〕 第 5 章第 26 節 文教対策計画

資料 3-7 危険物施設関連

■ 危険物施設等一覧（平成 29 年 8 月 1 日現在）

1 危険物施設

事業所名		所在地	製造所等の別	種類	品名及び許可数量(単位ℓ)		
一般取扱所	麦乾燥貯留施設工場	南 2 線 90	一般取扱所	4 類	第 2 : 10,560		
	大規模麦乾燥工場	南 2 線 90 番地 9	一般取扱所	4 類	第 2 : 5,280		
	穀類調製貯蔵施設	〃	一般取扱所	4 類	第 2 : 8,800		
	屋外乾燥施設	〃	一般取扱所	4 類	第 2 : 9,840		
	麦乾燥貯留施設	〃	一般取扱所	4 類	第 2 : 8,800		
	麦乾燥貯留施設	南 2 線 88 番地 2、3	一般取扱所	4 類	第 2 : 19,200		
	備蓄タンク	南 2 線 91 番地 10	一般取扱所	4 類	第 2 : 8,000		
	増田商店	南 1 線 91 番地	一般取扱所	4 類	第 2 : 9,900		
	(株)ヤマジョウ	南 1 線 92 番地	一般取扱所	4 類	第 2 : 9,500		
	北央道路工業(株)	上更別南 12 線 102	一般取扱所	4 類	第 3 : 8,280		
	エア・ウォーター十勝食品(株)	更別 194 番地 5	一般取扱所	4 類	第 3 : 8,538		
	12 施設						

事業所名		所在地	製造所等の別	種類	品名及び許可数量(単位ℓ)		
地下タンク貯蔵所	麦乾燥貯留施設	南 2 線 90 番地 9	地下タンク貯蔵所	4 類	第 2 : 10,000		
	麦乾燥貯留施設	〃	地下タンク貯蔵所	4 類	第 2 : 20,000		
	大規模麦乾燥工場	〃	地下タンク貯蔵所	4 類	第 2 : 10,000		
	穀類調製貯蔵施設	〃	地下タンク貯蔵所	4 類	第 2 : 20,000		
	麦乾燥貯留施設	南 2 線 88 番地 2、3	地下タンク貯蔵所	4 類	第 2 : 48,000		
	北海道立更別農業高等学校	基線 95 番地	地下タンク貯蔵所	4 類	第 3 : 5,000		
	〃 泉心寮	〃	地下タンク貯蔵所	4 類	第 3 : 3,000		
	更別村学校給食センター	南 3 線 90 番地	地下タンク貯蔵所	4 類	第 3 : 3,000		
	更別村立更別中央中学校	〃	地下タンク貯蔵所	4 類	第 3 : 9,600		
	更別村立更別小学校	南 1 線 101 番地	地下タンク貯蔵所	4 類	第 3 : 8,000		
	更別村立上更別小学校	上更別南 13 線 103	地下タンク貯蔵所	4 類	第 3 : 9,600		
	更別村農村環境改善センター	南 2 線 96 番地 11	地下タンク貯蔵所	4 類	第 3 : 10,000		
	更別村農業者トレーニングセンター	〃	地下タンク貯蔵所	4 類	第 3 : 10,000		
	更別村コミュニティプール	南 2 線 96 番地 1	地下タンク貯蔵所	4 類	第 3 : 7,000		
	更別村役場	南 1 線 93 番地	地下タンク貯蔵所	4 類	第 3 : 5,000		
	更別村老人保健福祉センター	更別 190 番地 8	地下タンク貯蔵所	4 類	第 3 : 10,000		
	更別村ふるさと館	更別 189 番地 1	地下タンク貯蔵所	4 類	第 3 : 10,000		
	(株)ヤマジョウ	南 1 線 92 番地	地下タンク貯蔵所	4 類	第 2 : 50,000		
	更別村福祉の里総合センター	更別 190 番地 1	地下タンク貯蔵所	4 類	第 3 : 10,000		
	エア・ウォーター十勝食品(株)	更別 194 番地 5	地下タンク貯蔵所	4 類	第 3 : 30,000		
20 施設							

事業所名		所在地	製造所等の別	種類	品名及び許可数量(単位ℓ)		
屋外タンク貯蔵所	備蓄タンク	南 2 線 91 番地 10	屋外タンク貯蔵所	4 類	第 2 : 200,000		
	備蓄タンク	〃	屋外タンク貯蔵所	4 類	第 2 : 200,000		
	備蓄タンク	〃	屋外タンク貯蔵所	4 類	第 2 : 200,000		
	エア・ウォーター十勝食品(株)	基線東 91 番地 2	屋外タンク貯蔵所	4 類	第 3 : 30,000		
	北央道路工業(株)	上更別南 12 線 102 番地	屋外タンク貯蔵所	4 類	第 3 : 44,000		
5 施設							

事業所名	所在地	製造所等の別	種類	品名及び許可数量(単位ℓ)			
給油取扱所	更別給油所	南2線92番地	給油取扱所	4類	第1: 30,000	第2: 20,576	第3: 1,950
	上更別給油所	上更別仲通10番地12	給油取扱所	4類	第1: 20,000	第2: 10,000	
	(株)ヤマジョウ	南1線92番地	給油取扱所	4類	第1: 13,440	第2: 34,560	第3: 2,000
	田中稔康自家用給油所	西4線16-17	給油取扱所	4類	第2: 9,600		
	十勝スピードウェイ	弘和477番地	給油取扱所	4類	第1: 56,000	第2: 4,000	第3: 1,960
	三立運輸自家給油所	南4線92番地19	給油取扱所	4類	第2: 19,200		
	(株)更別企業自家用給油取扱所	南1線92番地10	給油取扱所	4類	第2: 8,000	第3: 4,000	
7施設							

事業所名	所在地	製造所等の別	種類	品名及び許可数量(単位ℓ)			
移動タンク貯蔵所	更別給油所	南2線92番地	移動タンク貯蔵所	4類	第2: 6,000		
	更別給油所	〃	移動タンク貯蔵所	4類	第2: 3,800		
	北海道エア・ウォーター販売(株)更別サービスセンター	南1線91番地	移動タンク貯蔵所	4類	第2: 4,000		
	増田商店	南1線92番地	移動タンク貯蔵所	4類	第2: 1,860		
	(株)ヤマジョウ	南1線92番地	移動タンク貯蔵所	4類	第2・3: 4,000		
	(株)ヤマジョウ	〃	移動タンク貯蔵所	4類	第2・3: 4,000		
	(株)ヤマジョウ	〃	移動タンク貯蔵所	4類	第2: 4,000		
	(有)更別運輸	更別192番地29	移動タンク貯蔵所		第2: 4,000		
	(株)更別企業	更別東14線228番地8	移動タンク貯蔵所		アルコール類: 23,970		
9施設							

2 高圧ガス製造事業所

事業所名	所在地	電話番号	製造目的	冷凍能力	製造ガス	消火設備
エア・ウォーター十勝食品(株)	更別194番地5	52-2101	冷凍	25.18トン/日	アンモニア	消火器
〃	〃	〃	〃	27.4トン/日	アンモニア (NH ₃)	〃
〃	〃	〃	冷却	30.5トン/日	アンモニア	〃

3 液化石油ガス販売施設

事業所名	所在地	電話番号	施設形態	最大貯蔵量(プロパン)	消火設備
増田商店	更別南1線91番地	52-2013	販売施設	3,600 kg	消火器
更別村農協(組)	更別南2線92番地	52-2172	〃	20 kg×2	〃
(有)片岡商店	〃	52-2230	〃	3,163 kg	〃

〔関連〕第8章第3節 危険物等災害対策計画

資料4-2 被害状況報告書

参集途上における被害状況報告書

整理番号：_____

_____年 _____月 _____日 _____時 _____分

報告者	所属 氏名
情報入手先	所属 住所 氏名
情報入手時刻	日 時 分
被害発生場所	
被害の種別	家屋倒壊 ・ 火 災 ・ 浸 水 ・ 道 路 橋 梁 ・ 河 川 ・ 土砂災害 ・ 公共施設 ライフライン（上水道 ・ 下水道 ・ 電 気 ・ 電 話） その他（ _____ ）
人的被害	死者 人 ・ 行方不明者 人
住家被害	全 壊 棟 ・ 大規模半壊 棟 ・ 半 壊 棟 一部損壊 棟 ・ 床上浸水 棟 ・ 床下浸水 棟
報告する被害の概要	
略 図	
<p>※主に下記の位置を明示する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住家等の全・半壊の状況 ・死者・行方不明者・負傷者の発生状況、要救出者がいると思われる場所 ・火災の発生状況 ・道路・橋りょうの通行可否（車、オートバイ、徒歩） ・ライフラインの被害状況 ・住民の動向その他必要な事項 	
処理経過	

※ 参集後班ごとに記入とりまとめ、総務対策部に提出すること

※ 原本を提出する前にコピーを取り、各班でコピーを保管すること

〔関連〕第3章第3節応急活動体制（6 職員動員計画）

第5節 その他

資料5-1 災害情報等報告取扱要領（北海道地域防災計画 資料編）

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。
この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。

ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。
総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表2の写を添付するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

〔関連〕 第5章第1節 災害情報収集・伝達計画

第6章第3節 災害応急対策計画（3 災害情報等の収集、伝達計画）

別表 1

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報					
報 告 日 時		月 日 時現在		発 受 信 日 時	月 日 時 分
発 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)				受 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)	
発 信 者 (職・氏名)				受 信 者 (職・氏名)	
発 生 場 所					
発 生 日 時		月 日 時 分		災 害 の 原 因	
気 象 等 の 状 況	雨	量			
	河 川	水 位			
	潮 位	波 高			
	風	速			
	そ の 他				
ラ イ フ ラ イ ン 関 係 の 状 況	道	路			
	鉄	道			
	電	話			
	水	道 (飲料水)			
	電	気			
そ の 他					
(1) 災害対策本部等の設置		(名 称) 更別村災害対策本部 (設置日時) 月 日 時 分 設 置			
(2) 災害救助法適用の状況	地 区 名	被 害 棟 数	り 災 世 帯	り 災 人 員	
	(救助実施内容)				

	(3) 避難の状況	区 分	地 区 名	避難場所	人 数	日 時	
		自主避難					
		避難勧告					
		避難指示					
応 急 措 置 の 状 況	(4) 自衛隊派遣要 請の状況						
	(5) その他措置の 状況						
	(6) 応急対策出動 人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況			
		市町村職員	名				
		消防職員	名				
		消防団員	名				
		その他（住民）	名				
計		名					
そ の 他	(今後の見通し等)						

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

被害状況報告（速報 中間 最終）

				月 日 時現在					
災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因					
災害発生場所									
発信	機関(市町村)名			受信	機関(市町村)名				
	職・氏名				職・氏名				
	発信日時				受信日時				
項目		件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	被害金額(千円)		
①人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤土木被害	道工事	河川	箇所		
	行方不明	人				海岸	箇所		
	重傷	人				砂防設備	箇所		
	軽傷	人				地すべり	箇所		
	計	人				急傾斜地	箇所		
			道路			箇所			
②住家被害	全壊	棟			市町村工事	橋梁	箇所		
		世帯				小計	箇所		
		人				河川	箇所		
	半壊	棟				道路	箇所		
		世帯				橋梁	箇所		
		人				小計	箇所		
	一部破損	棟			港湾	箇所			
		世帯			漁港	箇所			
		人			下水道	箇所			
	床上浸水	棟			公園	箇所			
		世帯			崖くずれ	箇所			
		人			計	箇所			
	床下浸水	棟			⑥水産被害	漁船	沈没流出	隻	
		世帯				破損	隻		
		人				計	隻		
計	棟	漁港施設	箇所						
	世帯	共同利用施設	箇所						
	人	その他施設	箇所						
③非住家被害	全壊	公共建物	棟		漁具(網)	件			
		その他	棟		水産製品	件			
	半壊	公共建物	棟		その他	件			
		その他	棟		計				
	計	公共建物	棟						
	その他	棟							
④農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha	⑦林業被害	道有林	林地	箇所	
			浸冠水	ha			治山施設	箇所	
		畑	流失・埋没等	ha			林道	箇所	
			浸冠水	ha			林産物	箇所	
	農作物	田	ha	その他			箇所		
		畑	ha	小計			箇所		
	農業用施設	箇所	一般民有林	林地		箇所			
	共同利用施設	箇所		治山施設		箇所			
	営農施設	箇所		林道		箇所			
	畜産被害	箇所		林産物		箇所			
	その他	箇所		その他		箇所			
	計			小計		箇所			
			計	箇所					

被害状況（中間 最終）報告集計表

災害・事故名						月 日 時現在			
総合振興局又は振興局									
項目		件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	被害金額(千円)		
①人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤土木被害	道工事	河川	箇所		
	行方不明	人				海岸	箇所		
	重傷	人				砂防設備	箇所		
	軽傷	人				地すべり	箇所		
	計	人				急傾斜地	箇所		
			道路			箇所			
②住家被害	全壊	棟			木	村工事	橋梁	箇所	
		世帯					小計	箇所	
		人					河川	箇所	
	半壊	棟				被害	村工事	道路	箇所
		世帯		橋梁				箇所	
		人		小計				箇所	
	一部破損	棟					港湾	箇所	
		世帯					漁港	箇所	
		人					下水道	箇所	
	床上浸水	棟					公園	箇所	
		世帯					崖くずれ	箇所	
		人					計	箇所	
床下浸水	棟				漁船	沈没流出	隻		
	世帯				破損	隻			
	人				計	隻			
③非住家被害	全壊	公共建物		⑥水産被害	漁港施設	箇所			
		その他			共同利用施設	箇所			
	半壊	公共建物			その他施設	箇所			
		その他			漁具(網)	件			
	計	公共建物			水産製品	件			
	その他	その他	件						
④農業被害	農地	田	流失・埋没等	⑦林業被害	道有林	林地	箇所		
			浸冠水			ha	治山施設	箇所	
		畑	流失・埋没等			ha	林道	箇所	
			浸冠水			ha	林産物	箇所	
	農作物	田	ha			その他	箇所		
		畑	ha			小計	箇所		
	農業用施設	箇所	一般民有林		林地	箇所			
	共同利用施設	箇所			治山施設	箇所			
	営農施設	箇所			林道	箇所			
	畜産被害	箇所			林産物	箇所			
	その他	箇所			その他	箇所			
	計				小計	箇所			
		計	箇所						

項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目		件数等	被害金額(千円)	
⑧ 衛生 被害	水 道	箇所		⑪社会教育施設被害		箇所		
	病院	公 立	箇所	⑫社会福祉施設等被害	公 立	箇所		
		個 人	箇所		法 人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		計		箇所	
		し尿処理	箇所		⑬そ の 他	鉄道不通	箇所	—
	火 葬 場	箇所		鉄道施設		箇所		
計	箇所		被害船舶(漁船除く)	隻				
⑨ 商工 被害	商 業	件		空 港		箇所		
	工 業	件		水 道		戸	—	
	そ の 他	件		電 話		回線	—	
	計	件		電 気		戸	—	
⑩ 公立 文教 施設 被害	小 学 校	箇所		ガ ス		戸	—	
	中 学 校	箇所		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	—		
	高 校	箇所		都 市 施 設	箇所			
	その他文教施設	箇所						
計	箇所		被 害 総 額					
公共施設被害市町村数			団体	火災 発生	建 物	件		
り災世帯数			世帯		危 険 物	件		
り災者数			人		そ の 他	件		
消防職員出動延人数			人	消防団員出動延人数		人		
災害対策 本部の 設置状況	道 (総合振興局又は振興局)							
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時		
災害救助 法適用 市村名								
補足資料 (※別葉で報告) ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害 (個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因) → 個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか								

被害状況判定基準

被害区分		判定基準
① 人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄(2)(3)を参照。</p>
② 住家被害	住家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区分		判定基準
② 住家被害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径 1 mm以下にあつては 2 cm、粒径 0.25 mm以下の土砂にあつては 5 cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24 時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24 時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判定基準
⑤ 土木被害	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他の施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。

被害区分		判定基準
⑦ 林業被害	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。 (1)被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩ 公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。) (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪ 社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫ 社会福祉施設被害		老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空 港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀 等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの

資料5-2 自衛隊の派遣要請の要求

第 年 月 日
号

十勝総合振興局長 様

更別村長

自 衛 隊 の 派 遣 に つ い て

このことについて、次のとおり自衛隊の派遣要請をお願いします。

記

1. 災害の状況及び派遣を要請する事由
2. 派遣を希望する期間
3. 派遣を希望する区域及び活動内容
4. 派遣部隊が展開できる場所
5. 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

〔関連〕 第5章第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

第7章第4節 地震発生時の応急対策等（1 地震発生時の応急対策）

資料5-3 北海道災害対策現地合同本部設置要綱

災害対策現地合同本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策現地合同本部（以下「現地合同本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 現地合同本部は、大規模な災害が発生した際に、防災機関が相互に協議し、現地において災害対策を連携して行うことが必要なときに設置するものとする。

- 2 現地合同本部が設置された場合は、知事は、防災関係機関の長に対し、本部員の派遣を要請するものとする。
- 3 派遣要請を受けた防災機関の長は、当該機関の役員及び職員のうちから本部員を指名し現地合同本部に常駐させるものとする。
- 4 災害の状況等により必要な場合は、災害発生地域の防災関係機関による地方災害対策現地合同本部（以下、地方現地合同本部という。）を設置することができるものとする。
- 5 現地合同本部及び地方現地合同本部（以下、現地本部等という。）には、必要に応じて班を置くことができるものとする。

(任務)

第3条 現地合同本部等は、次に掲げる事項を相互に協議し、処理するものとする。

- (1) 災害に関する情報収集に関すること。
- (2) 災害対策の連絡、調整及び実施に関すること。
- (3) 被災者の救助・救出方法に係る検討、調整及び実施に関すること。
- (4) 被災者の応急措置及び被災者家族等のケアの調整に関すること。
- (5) 災害に関する広報及び関係者に対する状況説明の調整に関すること。
- (6) その他必要な事項について調整を図ること。

(現地合同本部の組織)

第4条 現地合同本部は、本部長、副本部長、班長及び本部員をもって組織する。

- 2 現地合同本部の本部長は、北海道の職員のうちから、知事が指名する職員をもって充てる。
- 3 副本部長及び班長は、本部長が北海道防災会議構成機関と速やかに調整の上、本部員のうちから指名するものをもって充てる。
- 4 本部員は、知事が北海道の職員のうちから指名したもの及び防災関係機関の長が当該機関の役員及び職員のうちから指名したものをもって充てる。

(地方現地合同本部の組織)

第5条 地方現地合同本部は、本部長、副本部長、班長及び本部員をもって組織する。

- 2 地方現地合同本部の本部長は、災害発生地域を所管する総合振興局の職員のうちから、知事が指名する職員をもって充てる。
- 3 副本部長及び班長は、本部長が総合振興局地域災害対策連絡協議会構成機関と速やかに調整の上、本部員のうちから指名するものをもって充てる。
- 4 本部員は、当該地域の総合振興局長（地方部局長）が指名した職員及び防災関係機関の長が指名

資料編

した当該地域を所管する出先機関等の役員及び職員をもって充てる。

(情報伝達系統等)

築6条 現地合同本部等の設置に関する情報伝達系統及び現地合同本部等の業務分担は、別紙のとおりとする。

(非常災害現地対策本部との連携)

第7条 国の非常災害現地対策本部が設置された際は、これと連携し、一体的に活動するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、現地合同本部の運営等に関し必要な事項は別に定める。

[関連] 第3章第3節 応急活動体制 (4 災害対策現地合同本部)

第5章第9節 救助救出計画

資料5-4 北海道雪害対策実施要綱

北海道雪害対策実施要綱

第1 目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより、大雪、暴風雪及びなだれ等の災害（以下「雪害」という。）に対処するため、防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、雪害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第2 防災会議の体制

1 連絡部の設置

雪害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道雪害対策連絡部」（以下「連絡部」という。）を設置する。

北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区气象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、東日本電信電話株式会社北海道東支店、日本赤十字社北海道支部、北海道電力株式会社

2 設置期間

1 1月1日から3月31日まで

3 連絡部の任務

連絡部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 雪害に関する各種情報の収集等
- (2) 雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整及び迅速な情報の交換
- (3) 雪害に対処するための除雪機械等に関する資料の収集
- (4) 雪害時における定時報告
9時 13時 17時
- (5) その他雪害対策に必要な事項

4 連絡部の招集

連絡部の招集は、雪害に関する気象等警報・注意報並びに情報等が発表され、事務局が札幌管区气象台と協議して、必要と認めたとときに行う。

また、事務局は必要に応じて、雪害による交通障害対策に迅速かつ的確に当たるため、連絡部関係機関の職員の招集を求めることができる。

5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関の職員のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第3 対策実施目標

雪害対策の期間及び実施目標は、次のとおりとする。

1 第一次目標

- (1) 期間 11月～12月中旬
- (2) 目標 除雪機械車両等の整備点検

2 第二次目標

- (1) 期間 12月～3月
- (2) 目標 豪雪等雪害に対処する除雪・排雪の推進

第4 防災関係機関の予防対策

1 気象観測及び情報収集

(1) 札幌管区气象台

札幌管区气象台は、必要と認める場合は観測資料及び雪害に係りのある警報、注意報並びに情報等を連絡部に通報する。

また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、12月20日から翌年4月10日までの毎日、積雪速報を作成し、札幌管区气象台のホームページに掲載することを もって通報に代える。

なお、積雪の状況等により北海道総務部危機対策局危機対策課と協議して、開始日及び終了日を変更することがある。

(2) 北海道開発局

北海道開発局は、事務所及び事業所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社

北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社（以下「北海道旅客鉄道株式会社等」という。）は、駅等で観測する積雪状況を把握し、その状況により列車ダイヤに大きな支障が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(4) 北海道

北海道は出張所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害が予想される場合は、連絡部へ通報する。

また、関係機関及び民間企業や地域住民等から地域的な異常気象の情報等の提供を受け、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(5) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、事務所及び事業所等で気象監視用カメラ等で把握した積雪状況等により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

2 交通、通信、送電及び食料の確保

(1) 北海道開発局

北海道開発局が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(2) 北海道

北海道が管理する道路で冬期間除雪を行い、除雪作業による交通確保目標は路線の区分に応じて次のとおりである。

なお、夜間除雪を実施しない区間には、看板を設置し、夜間除雪未実施についての周知に努める。

種類	標準交通量	除雪目標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は交通を確保する。 異常降雪等においては、極力2車線確保を図る。
第2種	300台/日以上 1,000台/日未満	2車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪等においては、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台/日未満	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。 異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

(3) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(4) 北海道警察本部

北海道警察本部は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により道路管理者と協議のうえ通行の禁止、制限等の措置を講ずるものとする。

(5) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害による列車ダイヤに支障を来さないよう除雪に努めるものとする。

なお、雪害時においては、通勤、通学及び緊急必需物資の輸送に重点を置くものとする。

(6) 東日本電信電話株式会社北海道東支店

東日本電信電話株式会社北海道東支店は、雪害により電気通信に支障を来さないよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 北海道電力株式会社

北海道電力株式会社は、着氷雪、風圧及び荷重に耐える設備の増強を図り、雪害により送電に支障を来さないよう努めるものとする。

(8) 北海道農政事務所

北海道農政事務所は、応急用食料の調達・供給に関する連絡調整等を行うものとする。

(9) 北海道運輸局

北海道運輸局は、雪害時における旅客及び貨物の円滑な輸送の確保に努めるものとする。

3 なだれ防止対策

住民に被害を及ぼすおそれのある、なだれ発生予防箇所を地域住民に周知させるため、関係機関は、自己の業務所管区域のなだれ発生予想箇所に、標示板による標示を行う等の措置を講ずるものとする。

(1) 北海道開発局

北海道開発局は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、随時パトロールを実施するとともに、必要に応じてなだれ防止柵設置等の整備に努めるものとする。

(2) 北海道

北海道は、標示板による標示を行うほか、なだれ発生予防箇所の巡視を強化するものとする。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、なだれの発生が予想される地点に、防護柵を設置する等の防災設備の増加に努めるとともに、状況に応じ線路警戒運転規制を実施し、列車運転の安全を期するものとする。

4 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

(1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を設定すること、やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配慮するものとする。

(2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配慮するものとする。

5 住民への啓発

連絡部の各機関は、日ごろからそれぞれの立場において、又は関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報を住民に対し周知・啓発することに努めるものとする。

第5 防災関係機関の警戒体制

1 北海道開発局

(1) 北海道開発局は、気象官署の発する気象等警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、北海道開発局防災対策事務規程の定める体制に入るとともに、自己の管理する地域の状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。

(2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

2 北海道

(1) 北海道は、気象官署の発する気象等警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、北海道地域防災計画に定める非常配備体制に入るとともに、道関係出先機関に対し警戒体制を指示するものとする。

なお、状況に応じ自己の管理する地域へ連絡員を派遣し、状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。

(2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

(3) 雪害の発生が予想される場合は、必要によりNHK及び関係報道機関に対して住民に向けた注意喚起等の放送要請等、所要の対策を講ずるものとする。

3 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、気象官署の発する気象等警報・注意報並びに情報等や現地気象観測所の情報並びに現地巡回等の情報等を勘案し、必要と認める場合は東日本高速道路(株)北

海道支社雪氷対策要領に定める体制に入り交通の確保に努めるものとする。

4 北海道警察本部

北海道警察は、雪害の発生が予想されるときは、北海道警察災害警備計画に定める体制を整えるものとし、必要により道路管理者と協議の上、通行の禁止、制限等所要の対策を講ずるものとする。

5 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により、除雪に要する人員の確保、運転規制等を実施するものとする。

6 東日本電信電話株式会社北海道東支店

東日本電信電話株式会社北海道東支店は、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により、巡視点検、安全上必要な防護、要員の配置等を実施し、電気通信の確保に努めるものとする。

7 北海道電力株式会社

北海道電力株式会社は、雪害の発生が予想されるときは、当該管轄地域毎に警戒体制に入り、状況により臨時巡視するとともに、既に配備済の復旧資器材の点検、整備及び人員の確保等に努めるものとする。

8 NHK及び関係報道機関

NHK及び関係報道機関は、雪害に関する情報を積極的に報道し、一般住民の雪害に対する注意喚起及び緊急時の避難等について所要の報道体制を整えるものとする。

9 その他の機関

その他の機関は、それぞれの立場において雪害発生時における応急措置の体制を整えるものとする。

第6 避難救出措置等

1 北海道

(1) 雪害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食糧供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。

(2) 雪害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

2 北海道警察本部

(1) 雪害により住民の生命身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、市町村長が避難の指示が出来ないと認めるとき、又は、市町村長から要請のあったときは、避難を指示して誘導するものとする。

(2) 雪害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施するものとする。

第7 災害対策本部の措置等

雪害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする

第8 総合振興局・振興局協議会の体制

総合振興局・振興局協議会は、本要綱に準じ、雪害対策地方連絡部を設置する等、雪害に対処す

る所要の措置を講ずるとともに管下市町村における雪害対策の積極的な指導を実施するものとする。

第9 市町村の体制

市町村は、雪害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- 4 積雪における消防体制を確立すること。
- 5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- 6 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
 - (1) 食料の供給対策
 - (2) 医療助産対策
 - (3) 応急教育対策
- 7 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- 8 雪捨場の設定に当たっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分な配慮をすること

〔関連〕 第4章第16節 積雪・寒冷対策計画

資料5-5 北海道災害危険区域現地調査実施要領

災害危険区域現地調査実施要領【参考】

1 目的

総合振興局又は振興局協議会は、この要領に基づき現地調査を通じ、災害危険区域の把握を行い災害を未然に防止することを目的とする。

2 調査の方法

総合振興局又は振興局協議会は、市町村防災会議の協力を得て、別に定める調査基準に従い災害危険区域を調査し、把握するものとする。

3 調査対象区域

(1) 水防区域

降雨、融雪等で河川が増水し、河川の溢流、堤防の決壊等により災害が予想され、警戒を要する区域

(2) 高波・高潮・津波等危険区域

海岸地域で、高波・高潮・津波等により災害が予想され、警戒を要する区域

(3) 市街地における低地帯の浸水予想区域

大雨、河川の逆流等により市街地の低地帯で浸水が予想される区域

(4) 地滑り・崖崩れ等危険地域

降雨、地質等が原因で土砂崩れ、地滑り等により災害が予想され、警戒を要する区域

(5) 土石流危険溪流

降雨、地質等が原因で土石流により災害が予想され、警戒を要する区域

4 調査事項

調査は、次に掲げる事項について行う。

(1) 危険区域の現況

(2) 予想される被害の規模

(3) 法律等における指定状況との関連

(4) 防災関係機関における整備計画

5 調査実施の時期

調査は、融雪出水期前、台風来襲期、その他異常な自然現象、大規模災害発生のおそれのある時期等において、防災上必要と認められる場合に行う。

6 調査結果の取り扱い

(1) 総合振興局又は振興局協議会は、現地調査完了後すみやかに道防災会議会長に報告するものとする。

(2) 市町村防災会議は、災害危険区域を市町村地域防災計画に明示し、災害時の避難計画等に反映するものとする。

(3) 防災関係機関は、治山治水計画、災害発生防止計画、その他必要とする事業計画の実施について配慮するものとする。

〔関連〕第5章第1節 災害情報収集・伝達計画

第6章第3節 災害応急対策計画（3 災害情報等の収集、伝達計画）

資料5-6 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」早見表

(平成12年3月31日厚生省告示第144号)

平成29年4月1日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当り 320円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規模 実施主体が地域の実情、世帯構成に応じて設定。 2 限度額 建設型仮設住宅： 5,516,000円以内 借上型仮設住宅 地域の実情に応じた額	災害発生の日から20日以内 着工 供与期間：完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。	1 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる。）
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,130円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額			期間	備考	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内			災害発生日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること	
区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
全壊 全流	夏	18,400	23,700	34,900	41,800	52,900	7,800
	冬	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800	11,100
半壊 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600
	冬	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・国民健康保険診療報酬の額似内 3 施術者協定料金の額似内			災害発生日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上	
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額			分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上	
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費			災害発生日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 574,000 円以内	災害発生の日から 1 ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒(特別支援学校の小学部児童、中学部生徒及び高等部生徒も含む。)	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学生児童：4,400 円 中学生生徒：4,700 円 高等学校等生徒：5,100 円	災害発生の日から (教科書) 1 ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12 歳以上) 210,200 円以内 小人(12 歳未満) 168,100 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、諸般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは、一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗淨、消毒等) 1 体当たり 3,400 円以内 一時保存 (既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,300 円以内 検索 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 135,100 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
	令第 4 条第 5 号から第 10 号までに規定する者	業者のその地域における慣行料金に 100 分の 3 を加算した額以内		

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

- 〔関連〕 第 5 章第 4 節 避難対策計画
 第 5 章第 9 節 救助救出計画
 第 5 章第 10 節 医療救護計画
 第 5 章第 15 節 食料供給計画
 第 5 章第 16 節 給水計画
 第 5 章第 17 節 衣料、生活必需物資供給計画
 第 5 章第 24 節 住宅対策計画
 第 5 章第 26 節 文教対策計画
 第 5 章第 27 節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画
 第 5 章第 32 節 労務供給計画
 第 5 章第 34 節 災害救助法の適用計画

資料5-7 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日

中央防災会議決定

最近改正 平成28年2月9日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下「法」という。）第二条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は次の基準による。

- 1 法第二章（公共施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね〇・五%をこえる災害
 - B 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね〇・二%をこえる災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの
 - （1）都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の二五%をこえる都道府県が一以上あること。
 - （2）一の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の五%をこえる都道府県が一以上あること。
- 2 法第五条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・五%をこえる災害
 - B 当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・一五%をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の四%をこえる都道府県又はその査定見込額がおおむね一〇億円をこえる都道府県が一以上あるもの
- 3 法第六条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）の措置は、法第五条の措置又は農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね一・五%を超える災害により法第八条の措置が適用される激甚災害（当該災害に係る当該施設の被害見込額が五、〇〇〇万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

ただし、これに該当しない場合であっても、法第六条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）は、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害（当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額が五、〇〇〇万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

 - （1）当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね〇・五%を超える災害

(2) 当該災害に係る漁業被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね一・五%を超える災害により法第八条の措置が適用される災害

4 法第八条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害（当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。）とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であつて、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のおよその被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

A 当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・五%をこえる災害

B 当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・一五%をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第二条第二項に規定する特別被害農業者をいう。）の数が当該都道府県の区域内における農業をおもな業務とする者のおおむね三%をこえる都道府県が一以上あるもの

5 法第十一条の二（森林災害復旧事業に対する補助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね五%を超える災害

B 当該災害に係る林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね一・五%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の六〇%を超える都道府県又はその林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね一・〇%を超える都道府県が一以上あるもの

6 法第十二条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額（第二次産業及び第三次産業国民所得に中小企業付加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）のおおむね〇・二%を超える災害

B 当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の全国の中小企業所得推定額のおおむね〇・〇六%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の二%を超える都道府県又はその中小企業関係被害額が一、四〇〇億円を超える都道府県が一以上あるもの

ただし、火災の場合又は法第十二条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

7 法第十六条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第十七条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第十九条（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）の措置は法第二章の措置が適用される激甚災害について適用する。

ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

8 法第二十二条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね四、〇〇〇戸以上である災害

B 次の要件のいずれかに該当する災害

ただし火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

(1) 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね二、〇〇〇戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で二〇〇戸以上又はその区域内の住宅戸数の一割以上である災害

(2) 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね一、二〇〇戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で四〇〇戸以上又はその区域内の住宅戸数の二割以上である災害

9 法第二十四条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）の措置は、公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあつては法第二章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては法第五条の措置が適用される災害について適用する。

10 上記の措置以外の措置は、災害の発生のおよび被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

注 昭和四十年二月十七日改正の指定基準は、昭和三十九年九月の台風二十号による災害以後の災害に適用。昭和四十七年八月十一日改正の指定基準は、昭和四十七年六月六日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年四月十日改正の指定基準は、昭和五十五年十二月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年十月十四日改正の指定基準は、昭和五十六年八月二十一日以後に発生した災害について適用。昭和五十七年九月十日改正の指定基準は、昭和五十七年一月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十八年七月九日改正の指定基準は、昭和五十八年五月二十六日以後に発生した災害について適用。平成十二年三月二十四日改正の指定基準は、平成十二年一月一日以後に発生した災害について適用。平成十二年十月三十一日改正の指定基準は、平成十二年九月八日以後に発生した災害について適用。平成十九年二月二十七日改正の指定基準は、平成十八年十月六日以後に発生した災害について適用。平成二十一年三月十日改正の指定基準は、平成二十年十月一日以後に発生した災害について適用。平成二十八年二月九日改正の指定基準は、平成二十七年四月一日以後に発生した災害に適用。

〔関連〕 第9章第1節 災害復旧計画

資料5-8 局地激甚災害指定基準

昭和43年11月22日

中央防災会議決定

最近改正 平成28年2月9日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下「法」という。）第二条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、（1）に掲げる市町村における（1）に掲げる災害については、法第三条第一項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第四条第五項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第二章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第二十四条第一項、第三項及び第四項の措置、（2）に掲げる市町村の区域における（2）に掲げる災害については、法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第六条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）、（3）に掲げる市町村の区域における（3）に掲げる災害については、法第十一条の二の措置、（4）に掲げる市町村の区域における（4）に掲げる災害については、法第十二条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

（1）次のいずれかに該当する災害

- ① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が一以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね一億円未満のものを除く。）

（イ）当該市町村の当該年度の標準税収入の五〇％を超える市町村（当該査定事業費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）

（ロ）当該市町村の当該年度の標準税収入が五〇億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が二億五、〇〇〇万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入の二〇％を超える市町村

（ハ）当該市町村の当該年度の標準税収入が五〇億円を超え、かつ、一〇〇億円以下の市町村にあつては、当該標準税収入の二〇％に当該標準税収入から五〇億円を控除した額の六〇％を加えた額を超える市町村

- ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

（2）次のいずれかに該当する災害

- ① 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市

町村に係る当該年度の農業所得推定額の一〇%を超える市町村（当該経費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。）

ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害額が当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額の一〇%を超える市町村（当該漁船等の被害額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。）

② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

(3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の一・五倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね〇・〇五%未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね三〇〇ha を超える市町村、その他の災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）のおおむね二五%を超える市町村が一以上ある災害

(4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の一〇%を超える市町村（当該被害額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、昭和四十三年一月一日以後に発生した災害について適用する。

注

昭和四十六年十月十一日改正の指定基準は、昭和四十六年一月一日以後に発生した災害について適用。

昭和五十六年十月十四日改正の指定基準は、昭和五十六年八月二十一日以後に発生した災害について適用。

昭和五十八年六月十一日改正の指定基準は、昭和五十八年四月二十七日以後に発生した災害について適用。

平成十二年 三月二十四日改正の指定基準は、平成十二年一月一日以後に発生した災害について適用。

平成十九年二月二十七日改正の指定基準は、平成十八年十月六日以後に発生した災害について適用。

平成十九年四月十九日改正の指定基準は、平成十九年三月二十五日以後に発生した災害について適用。

平成二十年七月三日改正の指定基準は、平成二十年六月十四日以後に発生した災害について適用。

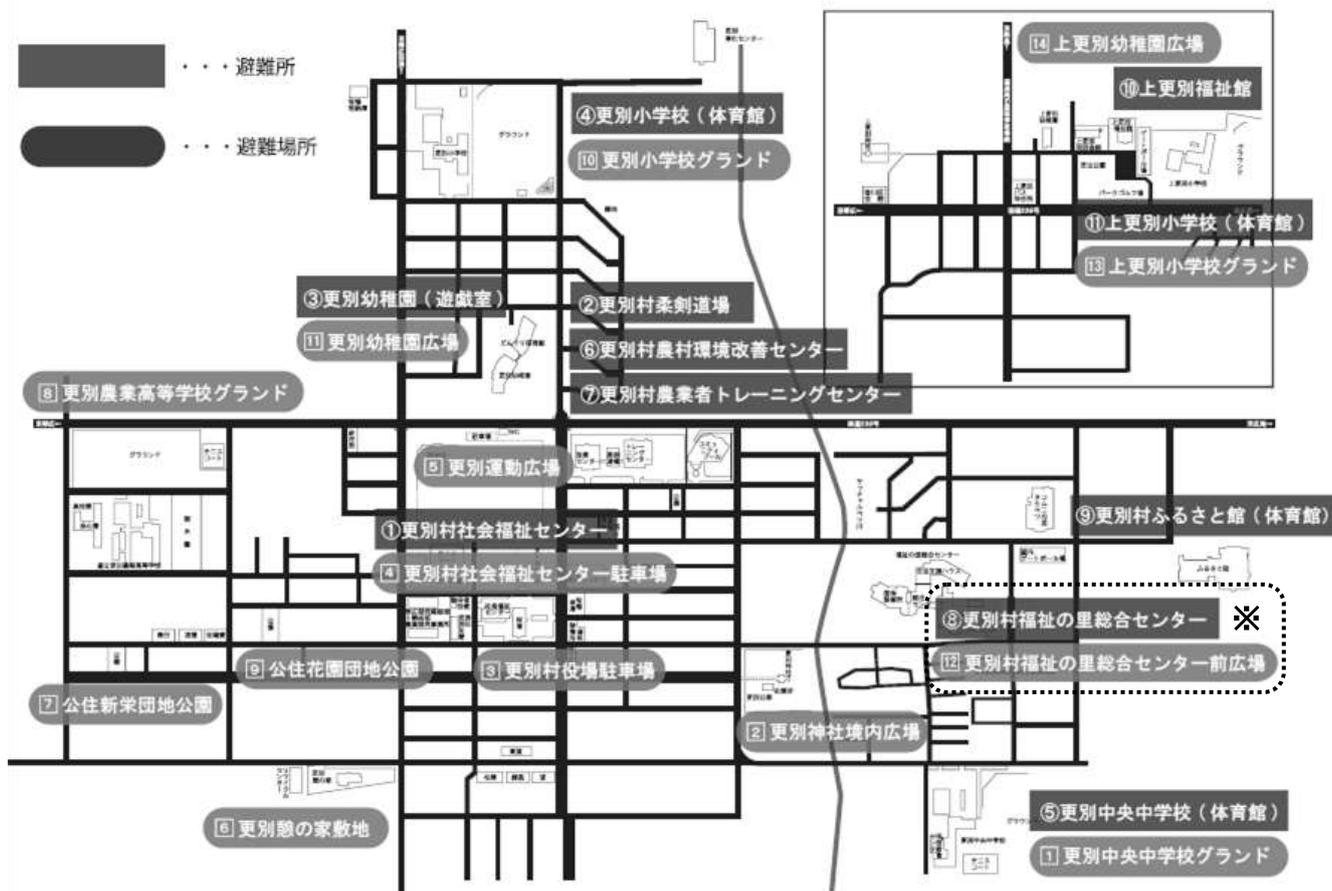
平成二十一年三月十日改正の指定基準は、平成二十年十月一日以後に発生した災害について適用。

平成二十三年一月十三日改正の指定基準は、平成二十二年一月一日以後に発生した災害について適用。

平成二十八年二月九日改正の指定基準は、平成二十七年四月一日以後に発生した災害について適用。

〔関連〕第9章第1節 災害復旧計画

資料5-9 指定緊急避難場所・指定避難所位置図



※更別村福祉の里総合センター及び前の広場は、水害時には利用しないこととします。

〔関連〕 第5章第4節 避難対策計画